

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

おはようございます。

二、三、質問させていただきます。

最初に、小中学校のエアコンについてお尋ねいたします。

小中学校のエアコン設置についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

○升教育総務課長

小中学校のエアコンの現在の状況ということでお尋ねをいただきました。

6月の議会で御議決をいただきました後に、速やかに工事に着手をいたしまして、現在、着実に進捗しておるところでございます。

現時点の状況を申し上げますと、各学校への空調機器の設置、これは、ほぼ終了しております。現在、試運転を行い環境測定また動作確認など微調整等を行っております。

以上でございます。

○林委員

今、6月議会での可決後に各学校のほうにというお答えいただきましたけれど、年度内の工事の完成が重要となっておりますが、間に合いますでしょうか。

○升教育総務課長

年度内の完工が間に合うのかというお尋ねでございます。

このたびの事業は、年度内完工をするために進めてまいりました。御心配をおかけしておりましたけれども、年度内の完工はできるものと見込んでおります。

以上です。

○林委員

ことしの冬のエアコン使用については、どのようにされるということでございましょうか。

○升教育総務課長

ことしの冬の使用ということでございます。

原則といたしましては完工、これが3月末の契約となっておりますので、完工してから使うということになっておりますけれども、契約書におきまして、事業者の同意が得られれば、完工前でも使用することができるとなっております。

教育委員会といたしましては、今、お示しの冬季の使用につきまして検討を進めてまいりましたけれども、子供たちの教育環境の向上のため、なるべく早い稼働ができないかということを検討してきたところでございます。

具体的には、年明けのできるだけ早い時期から使用ができないかということで、現在、事業者等と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

エアコンの設置は、やはり多額の経費がかかっているものですから大事業でございます。市民へのお知らせというんでしょうか、エアコンを設置され使用が始まること等々の御報告が必要ではないか、と個人的に思っているんでございますけど、いかがでしょうか。

○升教育総務課長

市民の方々へのお知らせというようなお尋ねであろうかと存じます。

今、委員お示しのとおり、こちらの事業につきましては多額の事業費、こちらを投入しておる事業でございます。また、御議決もいただくような事件でございますので、市民の方々にも市内の小中学校に空調機器、エアコンが整備をされまして使用が開始されること、こちらをお知らせする意味でも、現在、日程とか場所とかは調整中ではございますけれども、最初の時期、運転開始時期に何らかのセレモニーは行いたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○林委員

今、おっしゃっていただいて十分納得いきましたけれど、今後はやはり、学校でもちろん先生が御指導いただくと思っておりますけれど、子供さんが触ったりするということで、エアコンの使い方はとても重要になってくると思っておりますので、そのような使い方というんでしょうか、必要性はいかがでしょうか。取り扱いの。

○升教育総務課長

エアコンの使い方という御質問をいただきました。委員おっしゃるとおり、設置はいたしましたけれども使い方、こちらのほうが今から重要になってくると、教育委員会のほうとしても考えております。

現在、策定中ではございますけれども、使用期間、また時間、温度設定、管理方法、メンテナンスなどのことにつきまして使用の指針といたしますか、そういったルールをつくっておるところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

近年、夏の気温が高く熱中症が心配されておりましたので、今後、子供たち、生徒たちへの配慮をしっかりとよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続いていいですか、もう一点。

先日、ある小学校の参観日で、いじめをなくするための親子参加型の授業があったそうです。それで、学級ごとに班分けして子供さんたちがお話し合いして、そして、その結果をいろいろと発表するという機会があったそうなんですけれど、そのような学校での取り組みとその成果について、教育委員会はどのように受けとめて、今後に生かしていけるおつもりでございましょうか。

○河本学校教育課長

今、体験型といたしますか、親子参加型、参観日の学習成果をどのように広げていくのか、という御指摘だったと思います。

多くの学校の授業では、同一年齢の集団で行われることがほとんどではありますが、学校の間でさまざまな立場の人と話ができる、この機会は大変重要であると捉えております。

委員御指摘の親子参加型と言われる参観授業も含める授業につきましては、普段家庭ではなかなか話すことのできない思いに触れたり、あと、日常生活で伝えられにくい互いの思いを交換したりする、そのようなところに大変意義があると感じております。

特にいじめに関する内容では、子供を思う気持ちであったり、つらい表情の子供を見たときの親の思いとかを直接聞ける、聞き合うことで子供だけの授業では到達できない、そのような学びがあると捉えております。

このようはすばらしい学びの場を、これからも一層大事にしていくとともに、保護者の方だけでなく、今、光市で展開しておりますコミスクの機能を利用して地域の方々にも参加していただく授業をこれからも一層進めていって、子供の学びの充実に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

支援クラスの子供たちのことですが、こういう今の参観日とか、通常の授業の際も含めてでございますけれど、支援クラスの子供たちも同学年のクラスで授業を受けることができるのでしょうか。全面的にというんじゃないで、この時間いいよとか、いろんなやり方ございませうけれど、どういうふうにお考えでしょうか。また、どういうふうになさっていらっしゃいますでしょうか。

○河本学校教育課長

今、支援クラスの子供が同学年のクラスで授業が受けられることが可能かどうかという御質問であったと思います。

特別支援学級の児童生徒が交流学級で同学年のクラスで授業を受けることは可能です。参観日だけでなく通常の授業におきましても、児童生徒の状況や意向に応じて行われております。特別支援学級と交流学級のどちらかで学習を進めていくのかにつきましては、本人の特性、あと発達段階、授業の内容に応じて異なっております。

特別支援学級で個に応じた支援を続けながら、何が子供にとって一番の学びにつながるのか、このあたりを検討しながら今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

ただいまお答えいただいたように、やはり子供たちを尊重して差し上げるということは、とても重要であると思っております。

それと、いじめについてちょっとお尋ねしたいんですけど、これは、学校の責任というわけじゃないんですけど、地域や家族、家庭内での親御さんとの言葉のやり取りとか、いろんなことでこういうことが起こるんじゃないかと思うんですけど、教育現場では子供たちがいじめとして認識しているかどうかというので、暴力的な言葉を発する子供、無視したり、仲間外れをする子供、こういうことがよく皆様からお声が届いたり、私も感じることはあるんですけど、これは、大人の世界でもこういうことはあると思うんですけど、学校では、特に先生方の御指導はどのようになさっていらっしゃいますでしょうか。

○河本学校教育課長

御質問の暴力的な発言を発する子供に対しましては、暴力行為は社会においても許されない行為であって、人権の侵害でもあるという、教職員の強い認識のもとに指導・助言を行っていく必要があると考えております。

個々の背景にあります子供の特性、あと、発達課題、それから、個人を取り巻く家庭、学校での状況など、子供を多面的、客観的に、より多くの目で理解を図りながら個々の状況に応じて指導、支援に当たっております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

しっかりとよろしくサポートしてください。お願いいたします。

○仲山委員

おはようございます。

まず、昨年12月、「不登校児童生徒への支援と居場所づくりを求める要望」というのが提出されました。その提出された不登校児童のことを考え支える会のほうへ、不登校対策について視察に行かれたと聞いているんですけども、そこでの内容、あるいは、そこで印象の残っていること、また、出た話の中で対応を検討するといったようなことがあるか、そのあたりについてお伺いします。

○河本学校教育課長

先月になりますが、11月14日木曜日に教育長、あと学校教育課指導係長の2名で放課後等のデイサービス施設ひなたぼっこさんに視察に行かせていただきました。施設を見せていただくとともに、不登校や行き渋りの子供への支援などについてお話を聞かせていただいております。

その中で、学校に復帰させることだけを不登校支援の目的とするのではなく、子供の将来の社会的自立に向けての支援が大事ではないかというお話が大変印象に残っております。

その中で、不登校の子供を持つ保護者の御意見として、「どこが窓口なのかわかりにくい」、「どういう人が支援にかかわってくれているのか」、「取組みの周知ができていないのではないか」等の御意見をいただいております。

今後は、これらの周知の方法等を一層検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

そういうことだったんですね。

社会的自立に向けての支援ということに関しての重要性というのは、以前も教育委員会のほうからも強くお話を伺っていた内容だと思います。引き続き取り組んでいただければと思います。

それに関連して、不登校あたりに関連するものをあと3つ質問させていただきます。

不登校児童生徒の保護者の交流、情報交換の場というのは大変重要で、また、御本人たちにとってもそうですし、教育とか対策する側としても効果が大きいものと考えておりますけれども、本年度、ほっとカフェということで、市民活動団体との協働で実施されてまいりましたけれども、協同事業提案制度の中でこれは行われたものと理解しております。

最大3年の実施が可能という話ではあったと思うんですけども、本年度の実施状況

と来年度以降に向けての方針、見通しがありましたら、お伺いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ほっとカフェ事業についてのお尋ねでございます。

この事業は、地域づくり推進課が所管しております光市協働事業提案制度に基づいて、文化・社会教育課と市民活動団体が協働で実施しております。

本年度は、既に6月と9月に開催しております、あともう1回の実施を予定しているところでございます。委員仰せのように、この事業の実施要綱では、実施期間は原則として1年でございますが、3年を限度として事業の継続実施が要綱上可能となっております。ただし、そのためには選考委員会の審査を毎年受けなければならないという仕組みとなっております。

お尋ねの令和2年度につきましては、現在、事業を協働実施しております市民活動団体から協働事業提案制度に基づく事業の継続申請が行われておりまして、これに対して選考委員会の審査を受けて候補事業として採択されているという状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

協働ということでの実施だということでは理解しているんですけども、今、お伺いすると、ことし1年で終わることなく来年に向けて、候補として挙がって扱われているということでありました。

今、お伺いした中で、ちょっとお答えをいただきましたかった一つが、実施状況です。来年度以降に向けて、ことしは今2回でしたっけ、実施してまいりまして、そのあたりでの気づき、改善等が当然あって、ことしのあと1回、もしくは来年に向けて実施されていくことは望ましいというふうに考えているんですけども、ことしの実施状況と評価というほどではないかもしれませんが、その気づき等についてありましたらお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ことしは、先ほど申し上げましたように、6月に実施しております。このときは、参加者が、一般参加者が5名、団体経由での参加者が3名、団体の会員などの支援者が10名、計18名で実施しております。

9月につきましては、一般参加者が2名、団体経由での参加者が2名、団体の会員などの支援者が6名の計10名で実施しております。

やはり、一番の課題は、情報発信だと思っております。さまざまな情報媒体を通して発信しておるんですが、例えば学校経由での情報発信、どうしても一番容易なのが子供を通じてのチラシ等の紙媒体の配布と思うんですが、なかなかその情報が不登校とか登校しぶりという部分があって、保護者に行き届かないとかいうような側面もあったりして、通常の行事のように対象が誰でもということではありませんので、その特定の対象者に対する情報発信、さまざまな情報媒体を用いておるんですが、その辺が一番の課題

だと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

今、聞いてなるほどと思ったんですけど、確かに学校を通じて届けようと思った不登校で来ていないという、子供たちに渡してというわけにはいかないというところだと思うんですけど。

情報発信、確かに大事だと思います。着実に届くようにというか、気づいて、特に渋り気味のこれからちょっと心配な方々にちゃんと届くように情報発信をしていただくことと同時に、参加者がわずかではありますけれども、最初、期待感を持って来られた方がいたと思われるんですけども、それが、極端ではないにしろちょっと減少傾向で、これが次にどうなっていくかを見ていくと、それがよく見えてくるんじゃないかと思うんですけども。やはり、また行こう、また行ってそこで情報交換をしようというようになっていくような内容にしていく必要があるんじゃないかと。あれならば、もう行っても行かなくてもいいやということで減っていくようなことがないように、ぜひとも進めていただければとお願いしておきます。

次にまいります。

不登校への個別の対応が光市のメインの取り組みだと思っております。というか、それに力を入れてやってきていると。私は一定の効果のある取り組みであるな、というふうに見ております。それとはまた別で、これは、そういう取り組みの中でやりにくいことかもしれませんが、効果のある取り組みとして各種体験活動に取り組んでいるという例が多くあります。

そのあたりについてどのように考えていらっしゃるか、さまざまな農業体験であるとか、職場体験であるとか、ボランティア体験とかいろいろなものがあるかと思えます。そのあたりのことをお伺いできればと思えます。どのように考えていらっしゃるか、願います。

○河本学校教育課長

各種体験活動の効果についての御質問であろうと思えます。不登校の児童生徒がさまざまな活動を行うことができる場所とか機会を確保しながら社会的自立に向けて取り組んでいく、目指すことはとても重要であると考えております。そのことを踏まえ、各学校では、スクールライフ支援員、あと、スクールソーシャルワーカー、さらに、地域の方々の協力を得ながらパソコン等の端末を利用したプログラムづくりとか、学校菜園を利用した体験的な学習など各学校やその子の実情に応じて支援を行っております。

また、本年度は、教育委員会が提供する学校以外の学びや活動の場として、不登校児童生徒を対象にサマースクール、あと、オータムスクール、この体験学習を試行的に実施したところであります。また、これから2月にはウインタースクールを計画しております。

以上であります。

○仲山委員

個別ではあっても、そういう寄り添うようなやり方で、その体験を実施していらっしゃるという、それとは別にサマースクール、オータムスクール、今度またウインタースクールということでもありますけれども、これ、ちょっと私が不勉強で申しわけないんですけども、例えば次にやるウインタースクールの内容、あるいは、この夏、秋にやってこられた内容で、特徴的なところとか話しておきたいということがありましたら、お願いします。

○河本学校教育課長

今、サマースクール、オータムスクール、さらにウインタースクールの内容ということで御質問であったかと思います。

まず、サマースクールでは、午前中に調理実習を実施しまして、午後からは卓球とか、あと勉強など、子供が選んだ活動を中心に活動に取り組むことができました。

秋のオータムスクールでは、午前中に山を散策したり、河原での自然体験やたき火などを行ったりしたところです。

2月の内容につきましては、また状況に応じて今後内容を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

さまざまな取り組みをやっていらっしゃるのことがわかりました。今後も、期待していきたいと思います。

そういった中に、ぜひとも入れて考えていただきたいなと思う一つが、表現活動といえますか、これ、結構、人とのコミュニケーションというところに大変重要なものでもあります。お芝居のような、そういうコミュニケーションのワークショップみたいなものであるとか、あるいは、自己表現としての美術、芸術、音楽、ダンス、いろいろなものがあるかと思います。そういうものもぜひ含めて考えていただければと思います。

もう一点、お伺いさせていただきます。

不登校児童生徒の進路についてであります。

高校進学が、学校へ通学し始めるチャンス、きっかけとなるケースが結構多いということは聞いております。

光市における不登校生徒の進学の実態、どんな状況なのかとわかっているんでしょうか、そのあたり、お伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

中学校卒業後の進路につきましては、中学2年生の後半から各校で子供と保護者と進路選択に向けての相談を続けながら、適切な進路選択ができるよう取り組みを進めているところです。

御質問の不登校であった生徒の進路の実態ですが、その多くが進学や就職等を果たしております。

以上になります。

○仲山委員

ありがとうございます。

高校進学において、ちょっと心配するのが、不登校であったことが不利な条件として扱われるのではないかと、そういうことが懸念されるわけですがけれども、実際に受け入れる学校のほうとしても、そこらはそれなりの考え方を持って対応しないとやっぱり答えが出せないことかなと思うんですけど。実態として今現在、高校進学に当たって不登校であった生徒の扱いということについて、ある程度把握していらっしゃいますか、高校のほうの状況というのは。

○河本学校教育課長

今、不登校の生徒の進学に関するお話、内容でありましたけれども、高校進学におきまして、不登校であったからということで不利になるということはありません。

以上になります。

○仲山委員

わかりました。本当にそうあってほしいと思っておりますし、そういうふうであること、あるいは、そういうふうになんとつながっていける、できれば学校に通うことが向いていそうな子供といえますか、それを果たせそうな子供はできるだけ高校に進学、通学し始められるようになるというのと僕も思っておりますので、支援のほうをよろしくお願いいたします。

不登校については以上です。

○田邊委員

おはようございます。

私のほうは、教職員の多忙化対策についてなんですけど、10月から光市においては勤怠管理システムを導入しましたが、その状況と教職員の反応についてお願いします。

○河本学校教育課長

今、委員お示しのとおり、10月から勤怠管理システムを導入しております。10月は各種行事等によりまして、退庁時刻等が遅くなる傾向が小中学校ともに見られましたが、小中学校の内容自体は若干違う面がございますけど、この勤怠管理システムを導入し、数字を見える化したことによりまして、管理職による声かけ、あと、個々に実感として労働時間に対する捉えが高まりまして、毎日の時間を意識した働き方につながっていると受けとめています。

今後も長時間労働者に対する健康指導の実施、あと、時間外業務に関する教職員の意

識向上、さらに、管理職への在校時間の管理や業務改善につきましての指導・助言、これらの充実を図りまして、教職員のよりよい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。数字の見える化、管理職による声かけ、そういったものの健康管理とかいうんですけど、勤怠管理システムは導入したということなんですけど、今、言われるように、そういったもののマニュアルみたいなものはつくる予定があるんでしょうか。

○河本学校教育課長

今の段階におきましては、各校ごとのマニュアルというものは作成はしておりませんが、今後状況を見ながら学校と相談を進めていきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

今現時点ではそういった方向で、今後の成果の期待なんですけど、先ほど言われたような感じはわかったんですけど、そのほかの成果の期待するものについてはどんな考えをお持ちでしょうか。

○河本学校教育課長

教職員の業務改善に向けた取り組み、これは、一層加速していく必要はあろうかと思えます。と同時に、子供の学校教育の質の向上といいますか質の担保の考えながら、バランスを見ながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○田邊委員

わかりました。今、内容を理解しました。勤怠管理システムを教職員に導入し、そして、管理職のほうではいろいろな手だてを打つということで理解しました。

続きまして、勤務時間外の公務に係る会議の開催、これも教職員の多忙化の要因と思われるんです。これが、以前と比べてどのような状況なんでしょうか。

○河本学校教育課長

勤務時間外の会議に関する御質問だと思います。勤務時間外の公務に係る会議の多くは、やはり、コミュニティ・スクールに係るものが多くなっております。会議につきましては、現在、協議する内容を吟味しまして、実施回数を減らしたり、あと、会そのものの時間を短縮したりするなどの取り組みを行っております。

また、会議に教職員が出席する場合には、勤務の割り振りを適切に行うようにしていくよう、各学校長に指導をしております。

今後も会議そのものの意味や意義、何のための会議なのか、そのあたりの内容をしっかりと確認しながら、より有効な会議の持ち方、進め方について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。コミュニティ・スクールに関係するものが多いと、そういった意見は私も聞いております。その中で、今、言われるように、会議時間の短縮、勤務の割り振り、会議の意味、意義を徹底するということなんですけど、実際、参加した教職員というのは学校全体でどれぐらいの割合になるのか、全ての教職員が大体やるんですか、それとも、どんな割合であるとか、わかるものがあればお願いします。

○河本学校教育課長

教職員の参加につきましては、一概に申し上げることはできませんが、各学校によってばらつきがあると、差があるということはお伝えしたいと思います。

以上です。

○田邊委員

わかりました。いわゆる公務以外のコミュニティ・スクールに係る会議、それは重要なものだと思いますけど、一番の問題は、やっぱり子供たちに教師が向き合う時間がないというところを教員は思っているわけなんです。そういったところを改善するのに、今後ともよろしくお願いします。

それでは、次は、学力向上に向けた学力テストの実施をしておりますけど、教職員、児童、生徒にとって過密になっておらないか、余裕がとれているかということなんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○河本学校教育課長

学力テストにつきましては、児童生徒自らが自分の学習状況を振り返るということと、現在の児童生徒の学力の状況を把握しまして授業改善に生かす、ということを目的として実施しております。

本年、昨年までも同じですけれども、全国的、全県的に実施されている学力テストは、4月の全国学力学習状況調査、10月の山口県学習定着状況確認問題、この2回であります。

その際、いろいろな準備、あと、検証等のために作業は伴うんですが、一部の教職員や業務が偏ることがないように全教職員での取り組みを、現在、進めております。

今後とも、業務負担軽減に向けた取り組みを、さらに進めていくとともに、年間2回の検証と改善サイクルを軸にしまして、子供、児童生徒がわかる、できると感じられるような、また達成感、自己有用感が得られるような授業づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

内容はわかりました。余裕がとれているかどうかというところについて端的に。今どうですか、余裕がとれているかいないかというところはどうでしょう。

○河本学校教育課長

今、子供たちがわかる、できる、そういう授業づくりに向けた動きの中では、ある程度全職員が共有して行っておりますので、余裕がありすぎる状況ではないかもしれませんが、ある程度の中で動きがとれていると、無理な負担を強いるような状況ではないと捉えております。

以上です。

○田邊委員

先ほどの不登校の問題もそうなんですけど、過密になって、そういった問題で不登校が増えたりというところの問題も出てくるやも、実質的にはあるんで、そういったところも、不登校がどういった問題で起きるのかというところを教育委員会のほうでも今後ともよろしくお願いします。増え続けるこの不登校について、また教職員の多忙化についてもお願いします。

もう一点、今、国の変形労働制導入、これについて言っておりますけど、導入された場合には地方の自治体はどういった影響を受けるかということなんですけど。きのうも少し勉強会に行ってきたんですけど、来年度から宇部と下関では夏休みが1週間短くなるということをお聞きしたんですけど、そういったところは御存じでありますか。

○河本学校教育課長

存じております。

○田邊委員

宇部と下関だけは、その変形労働制に向けたそういった取り組みをするということなんですけど、光市においてはそういった考えは今はありますか、ありませんか。

○河本学校教育課長

まだ具体的な内容が国のほうから明らかになっておりませんので、今後も国の動き等に十分注視をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。国のほうでね。そもそもが、この給特法の一部改正に伴う法律で改正されると思うんですけど、この変形労働制自体は、やはり働き方改革に背いていると私

は思うので、国がそういった方向性を向けてくるとは思うんですけど、市もできるだけ教職員の多忙化については対応をしてください。

国はそういう方向で持っていくけど、教師の多忙化についてはやっぱりできるだけ協力するというところでお願いします。

もう一つ、2020年度からスタートするスクールロイヤー、これは、学校を助言する弁護士と思われるんですけど、学校の法的相談、法令に基づく対応にあたると。また一方で、スクールカウンセラー、これは、学校における臨床心理士であると。

神戸の須磨区で教職員がいじめにあった、こういったものについてもスクールロイヤー、こういったものが今後必要となると思われ、そういった人と、子供や保護者の悩み、教職員の悩みにはスクールカウンセラーが対応すると。この、スクールカウンセラー、スクールロイヤーの配置、これは、今後どのような考えを持っておるか、お願いします。

○河本学校教育課長

スクールカウンセラー、スクールロイヤーの配置に関する御質問でありました。

スクールカウンセラーにつきましては、県教委が各中学校区に1人、スクールカウンセラーを配置しまして、全ての小中学校で活動に取り組んでおります。

さらに、本市におきましては、その一層の充実を図るために市単独で診療カウンセラーとして1人、臨床心理士の配置を行っております。

今後とも、この支援の一層の充実を努めてまいりたいと考えているところです。

次に、スクールロイヤーに関してですが、スクールロイヤーは、今御指摘いただいたように、学校で起こるいじめ、あと保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のことを指します。

本市では、まだ配置するまでには至ってはおりません。ただ、状況に応じて、その対応が図られるよう、市の顧問弁護士に相談ができる体制を整備しております。

以上です。

○田邊委員

今、臨床心理士については、中学校で1人と。スクールロイヤーは、市の顧問弁護士で対応するという事なんですけど、今後とも教師の多忙化問題等、そういったいじめとか、不登校の問題で法的に問題が出る場合の対応とか、そういうようなものは必要でありますので、ぜひとも、その前にスクールカウンセラー、臨床心理士において、保護者及び児童、教職員からいろいろな相談を聞くと。その上でスクールロイヤー、その弁護士さんに頼るようなことのないように今後ともお願いします。

そのあたりで、先ほども言った不登校についても、不登校がどういった問題が原因なのか、そこが本質と思うんですよね、やはり。こうすればいいとか、ああすればいいじゃなくて、そもそも不登校についての研究、それをもっとやってもらいたいというところなんです。市を挙げて、教育委員会を挙げて、そういったところ、ここで申して終わります。

あとは放課後児童クラブについて1点お願いします。

このサンホームの支援員なんですけど、現在、サンホームの支援員、これも重要なことなんですけど、この求人については、現在はこういった形で出ているんですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホームの支援員の求人についてのお尋ねでございますが、現時点の状況を申し上げますと、ハローワークなどを通じて支援員2名の求人を行っているところでございます。

○田邊委員

その今の2名という求人の目的というのは、こういったことなんですかね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

支援員の年度途中の退職により、2名の欠員が生じておりますことへの対応でございます。

以上でございます。

○田邊委員

年度途中の退職による欠員、去年も3名求人で1名ほどやったですね。そんな感じで、サンホームの求人出しても、求人募集してもなかなか来ないというのは何が問題か、どう考えておられますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

一つには、勤務時間が非常に不規則であるというのが上げられると思います。平日であれば、授業の終了後から延長がなければ6時まで、延長があれば夕方7時までというような勤務体系で、土曜日は朝の8時から夕方6時まで。三季のお休みにつきましては、朝の8時から夕方6時まで、延長があれば7時までという、1年を通して、1週間を通して不規則であります。そういう形での不規則な勤務体系、どうしても学校にあわせてという形になりますので、そういう部分が一番大きいと思っております。

○田邊委員

サンホームとか、そういった子供に向き合う、そういった方々というのは、やっぱり子供が好きだと。子供、未来の子供を支えていく、子供たちのことが好きだからやるんですけど、そういったことをよく踏まえて、そういったいろいろな援助をお願いします。

この支援員の加配の計画とかはあるんですか。現状よりは加配するということはありませんか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

本年度につきましては、特別な配慮を要する児童が在籍しておりますサンホーム、年

度当初から申しますと、2つのサンホームに2名ほど、1名、1名の合わせて2名でございますが、加配をいたしております。

途中で、年度途中で1つのサンホームにつきましては、その配慮を要する児童の退所がありましたので、現時点での加配は1名でございます。そういう形で、特に配慮を要する児童在籍のサンホームにつきましては、配慮をいたしておるところでございます。

○田邊委員

わかりました。状況を見て、特別の支援が受けないといけないというときは加配するという形で、今後ともお願いします。

最後、サンホームに子どもを預けている保護者からの要望、いろいろこうしてほしいとかいう、今どういった意見が多いですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホームに対しては、さまざまな要望はございますが、一番の保護者の願いは、サンホームに預けている時間帯、こういう時代でございますので、子供の安全が確保されるというのが第一の要望だと考えています。

○田邊委員

わかりました。そういった子供の安全、そういうところでよろしくお願いします。

先ほども言ったように、やっぱり子供を見たいとか、そういった支援する方は、やっぱり子供のことを思ってやっているのも、もっと真摯にいろいろ対応をお願いします。以上です。

○森重委員

それでは、小中一貫教育等、ちょっと何点かお聞きをしたいと思います。

今、小中一貫、準備を着々と進めておられると思いますけれども、まず1点は、この概要版をいただきましたけれども、なかなかわかりにくい部分ありますので、少し、わかりにくいといいますか、理解を深めるために。

まず、インクルーシブ教育のシステムの構築なんですが、障害のある者とない者とともに学ぶという基本的なことはわかりますけれども、具体的に光市の学校現場で、これはどのように具現されるのかをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○河本学校教育課長

今、インクルーシブ教育という形で御質問いただきました。やはり全ての子供たちにとってわかる、全ての子供たちにとって興味がわく、そのような授業づくり、これを通して、状況の違いはあるけれども、学びを通じて子供が自己有用観を感じる、自己肯定観を感じる、そのような取り組みをこれからも進めていきたいと考えております。以上です。

○森重委員

それは、具体的に、ともに学ぶというのは、どういうふうに、そういう場とかを設けられてされるわけですか。ちょっとよくわからないので。

○河本学校教育課長

場をつくることも一つあるんですけども、例えば、学習活動であったり、あと学習形態であったり、そのような形も工夫しながら、9年間を通じて特別支援学級の子供たち、通常学級の子供たちがまじり合いながら、一緒の場を通じて、一緒の学習課題の解決を目指して、一緒の取り組みを通じて学びが深まるように、努めてまいりたいと考えております。

○森重委員

わかりましたというか、なかなかこれは教育的な面なので理解したとは言えないと思いますけど、概要的にちょっとわかりました。

共生社会という部分もございまして、しっかりそういう教育の実践を積み上げていただきたいというふうに思います。9年間の中でもされたというふうに思いますので。

それと、もう1点は、今回、一般質問でもちょっと取り上げさせていただきましたけれども、今、各中学校区において、目指す子供像について、実際に今、熟議がなされているところだというふうな御答弁もいただいております。しかしながら、いろいろな運営協議会が、ちょっと私たちが見て、なかなか理解するには難しいものですから、今、小中学校合同運営協議会、また地域教育ネット協議会、また小中連携教育推進協議会等、あらゆるいろんな協議会等でさまざまな協議をされておられるんだと思うんですけども、この協議会のメンバー構成といいますか、その形態もよくわからないので、そのあたりを少しお聞きしてみたいのと、それと、各学校区において、目指す子供像がもう決定しているのかどうかわかりませんが、どういう状況なのか、そのあたりもちょっとできればお聞きをしたいというふうに思います。

○塩田学校教育課主幹

ただいま小中一貫教育に係るさまざまな協議会について御質問いただきました。

学校運営協議会は、御存じのとおり、各学校で設置されているものでございます。この委員は、既に年度当初委嘱をしておりまして、その委員たちを中心にして、各学校区でのコミュニティ・スクールをしっかりと支えていただいております。ここでは、学校の課題、地域とともに考えていく会であると思っただけたらと思います。

さらに、地域教育ネットというお話、今いただきましたけれども、これについては各小学校の先ほど言った学校運営協議会、コミュニティ・スクールを核として、中学校区でさまざまなネットワークを組みまして、社会総がかりで、地域のいろんな方々と一緒に中学校区で育てていく仕組み、これが地域教育ネットというふうに理解していただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

今の各運営協議会につきましては、内容よくわかりました。

続きまして、今、熟議がなされて、目指す子供像が多分決定をされているんだと思いますので、それはどのような各校区、ものが上がっているのか、ちょっとそのあたりをちょっとお話いただければと思います。

○塩田学校教育課主幹

各中学校区の目指す子供像についてのお尋ねでございました。

既に各中学校区で学校職員だけではなく、保護者や地域の場でも一緒に話し合い共有されたものが、こちらのほうに上がってきております。

それぞれが目指す子供像がしっかりとつくられているものと思っております。

以上です。

○森重委員

各中学校区の内容というか、目指す像というのはまだお示しいただけないのですか。

○塩田学校教育課主幹

幾つか例を申します。

室積中学校区では、自分を見つめ、夢を持ち、人とのかかわりを大切にし、地域を愛する子供。光井中学校区では、学び合う子、心豊かな子、健やかさを求める子。浅江中学校区では、気づき、考え、行動できる子供、地域が大好きな子供、自分に自信が持てる子供、人とつながり触れ合う子供等々出ております。

○森重委員

ありがとうございます。保護者、地域の場でも共有されている、こういう目指す子供像ということが、コミュニティ・スクールを基本にした光市の特色といいますか、やはりそのあたりが、実は、私は非常に新しい動きだというふうに思って一般質問したのですが、ちょっとなかなかそのあたりがうまく伝わらなかったのですが。この今目指す子供像を、通常でしたら、やはりその学校、教育の場で決定していくところを共有すると。地域の方も一緒に共有をして、そして、また今後の地域の中でのコミュニティ・スクールなどを通して子供像を共有し、協力をしていくというふうなところが、新しい光市のコミュニティ・スクールの動きなのかなというふうに私は思っていたんですが。そういうものも大事であって、また特に、今回、学習指導要領も、社会に開かれた、その過程の学校ということありましたので、ちょっと複雑ですけど、そういうことをちょっと思いましたので、お示しいただきましてありがとうございます。

それでは、各校区で目指す子供像を決定して、それに基づいて今から光市の小中一貫

教育のいろいろさまざまなパンフレット等が作成され、地域にも周知をしていかれるということでのいいのですか。

○塩田学校教育課主幹

そのとおり、今現在、鋭意動いているところでございます。
以上です。

○森重委員

わかりました。通常でしたら、やはり自分が子供を持っていなかったら、その学校の目指す子供像というのには、余り興味のないというか、わからないところなんですけれども、そこをしっかりと地域に開いていって、そういう光市のまちの教育のまちづくりをしていくという、やっぱりそういう時代を迎えているのかなというふうなことを感じております。そこは、それでありがとうございました。

そして、その後ですけれども、この概要の中で推進体制づくりのところ、光市小中一貫教育連絡協議会と、その下に小中一貫教育推進協議会という、とにかく協議会が余りにも多過ぎて、どういうふうな動きがされているのか、ちょっとわからないものですから、この推進体制、この2つの協議会だけちょっと説明いただいてもいいですか。

○塩田学校教育課主幹

コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進するための体制として、議員がお示しのとおり、2つの協議会を現在設置して動いております。

1つ目ですけれども、光市全体で協議する光市小中一貫教育連絡協議会です。こちらは、各小中学校の校長、教育委員会関係者、そして、必要に応じて学識経験者をもって構成しており、全市的な方向性等について協議を行い、共通理解を図っております。

また、中学校区の進捗状況について情報交換や共有も行っており、来年度から始まる本市の小中一貫教育の推進軸となっております。

2つ目ですけれども、各中学校区で組織する小中一貫教育推進協議会ですが、先ほど御説明した小中一貫教育の連絡協議会での方向性等をもとにして、各中学校区で具体的な内容についての協議を行っております。

この名称ですけれども、先ほど言ったような小中の合同の学校運営協議会であるとか、または、小中連携教育推進協議会といったような、それぞれの中学校区で既存にある会を流用して行っており、必ずしも一致はしていないというのが現状でございます。

これまでも来年度のスタートに向けて、中学校区の全教職員や地域関係者が参加し、目指す子供像等を語り合いながら、発達段階に応じた具体的な学びと育ちを明らかにし、それを体系化する熱心な取り組みが行われていたところでございます。

この2つの協議会を設置し、取り組みの方向性がぶれることなく、着実に各中学校区へ浸透し、実践に向かう、そういった好循環を生んでおります。

来年度も小中一貫教育がスタートしてからも、この2つの協議会が持つ特性やよさを引き継ぎ、推進の動きを加速化させてまいりたいと考えております。

以上です。

○森重委員

なかなか難しいですけれども、ちょっとわかるような気がします。

目指す子供像がそれぞれ中学校区ごとに違うのですけれども、それを、各校長先生を初めとするこの小中一貫教育連絡協議会が、光市内のそういう独自性を持っている各校区の目指す子供像をそれぞれが共有しながら、また一つのものを目指すというふうなことなんでしょうか。それが、ちょっとよくわからないんですよ。

○塩田学校教育課主幹

今後、新たに作成するパンフレットではご紹介を予定しておりますが、光市全体での目指す子供像というのは、既にひかりっ子の姿としてイメージしております。しかし、それぞれ地域の特性、学校の特性がございますので各中学校区での実情を大事にさせていただきながら、それぞれの子供像をしっかりと目指していただくというのが本筋だろうと思っております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。またその新しいパンフもまたお見せいただきながら、しっかり私たちも認識をしていきたいというふうに思います。新しい動きですので、また、光市が先進地であるコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育ということですので、しっかり認識をしてまいりたいというふうに思っております。それはそれで一応終わります。

それと、ちょっとこれ突然で申しわけない。

道徳の時間の導入が始まっておると思うんですけれども、これまた中学校も追って始まるということですが、新しい動きとして、今回、私は、ちょっと学習指導要領のことも触れましたもんですから、この道徳の導入に関しまして、その取り組み内容がどういうふうなものであって、また、目指すところといたしますか、どのような効果等を期待されているのか、ちょっとその辺もお聞きさせてください。

○塩田学校教育課主幹

道徳の今後の取り組み、これまでの取り組みということでお尋ねだったと思いますが、まず、小学校ですけれども、昨年度、平成30年度から「特別の教科 道徳」としての授業を展開しております。

中学校は、今年度から特別の教科、道徳としての動きを今とっております。もう既に、小も中も実際のところ、特別な教科、道徳ということで動いております。

そのことに向かって、光市としましても、子供たちの豊かな道徳性を育む、これを目指して、さまざまな取り組み、市レベル、県レベルの研修会等への参加、また、その復伝周知等を行いながら、目指す授業がこういうものであるといったことの周知を図ってまいりました。

また、教育開発研究所のほうでも同じように、この道徳を、特別教科、道徳を取り上げて、調査、研究を進めているところでございます。その成果もまた今年度まとめの時期に入っているというふうに認識しております。

効果ということでございますけれども、やはり子供たちが多面的、多角的にいろいろなものを見て、そして、いろいろな価値判断をしていく、そういった授業がしっかり展開されておりますので、今後も子供たちの生きる力を育む意味で重要になってこようかと思っております。

以上です。

○森重委員

なかなかこれも難しい問題ですけど、昔、道徳という時間がありまして、いろんなことを学んだわけですけど、多様性の時代ですし、さまざまな今の子供たちの生きていく環境も違いますけれども、やはり将来をたくましく、やはり生きていく力を育むために、この道徳の分野でもしっかりいろいろなことが子供たちに、ああそうかというふうに、わかりやすく伝わっていくように期待をしたいと思います。

それと、もう一点ですけども、申しわけありません。トイレの改修等、先ほど補正でお聞きしてもよかったんですけども、学校の環境整備ということで、今いろいろさまざま、随時、年次を経て、手を入れておられますけれども、今回はトイレ改修に関して聞きます。空調は一応終わりましたし。

この後、学校の環境整備、どれだけお金がかかっていくのかわかりませんが、トイレに関しましては、今、どのあたりを改修されて、あとどのぐらい残っているのか。金額もお示しいただければ一番いいですけど、わかればそのあたりをちょっと。そういうことも含めて、しっかり教育部門考えていかなければいけない部分もありますので、そのあたりを少しちょっとお伺いいたします。

○升教育総務課長

委員から学校施設の環境整備についてのお尋ねをいただきました。

まず、学校のトイレから申し上げますと、現在、洋式化率というものを、令和3年度末で45%以上という目標を、教育振興基本計画において定めて進めております。

平成28年の4月1日時点でございますけれども、光市のトイレの洋式化率、こちらが10%ございました。こちら順次整備を進めてまいりまして、平成30年度末で申し上げますと22.5%となっております。

また、本年度進めております3校、こちらを実施の後、令和元年度末で申し上げますと28.1%となる見込みでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げた令和3年度末の目標達成に向けて、今は事業を進捗しておるところでございます。

今後の方針、想定ということでございますけれども、現在、建築年度、また、老朽化の状況、設備の状況等々を踏まえまして、優先順位が高いところから進めております。

全ての学校の児童生徒が、なるべく早い段階において洋式トイレを、学校のどこかで使用できるような状態をまず整備したいというふうに考えております。

また、金額等々のお話もございました。先ほど申し上げましたように、優先順位が高いところから実施しておりますけれども、例えば、ことしのエアコンでありますとか、他の財政需要等も絡んでまいりますので、具体的な金額というものはお示しすることはなかなか困難ではありますけれども、平成25年度から今進めてきておりますトイレ改修工事、平成31年度までで申し上げますと約3億円程度を投入して今進めております。m²当たり30万円から40万円ぐらいかかっておりますけれども、こちらもまた財政当局とも検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森重委員

突然ですみませんでした。学校の学びの環境整備ということで、やはり洋式化は必要でありますし、そういうこともやっていかなければいけませんし、とは言いながらも、まだ28%ということですので、今後もまだまだ長いというふうなこともございますが、そうは言いながらも、平成28年から大至急でそういう整備にも取り組まれているという状況でございます。

いろんな今後の長寿命化、いろんな問題もあわせ持ちながら、どういう環境整備がこれからの子供たちにとって理想的なのかということ、その分野のこともプラスして考えながら教育も考えていかなければいけないという、大変難しい側面に今教育所管も直面しておりますけれども、全体的なバランスを考えながら、しっかり進めてまいりたいと思いますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○仲山委員

一般質問で取り上げました学校図書館のことに付随しまして、3点ばかりお伺いします。

光市は「教育ブランドひかり」ということを掲げておりますけれども、その3点目に「イングリッシュプラン光」というのがあります。

この学校図書館における英語の書籍については、今現在どんな状況なのか。これまでも、確か、力を入れて充実をさせてきているというような話は漏れ聞いているんですけども、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

学校図書館における英語書籍の状況のお尋ねでありました。

英語の絵本などにつきましては、特に低学年の児童にとって魅力的な教材で、これはもう積極的に活用できるよう充実させていく必要があると考えております。

特に、授業での使用は、ある程度大型の本が必要になりますけれども、そうした面からも引き続きまして計画的な購入に努め、蔵書の充実を図っていきたいと考えております。

また、教育委員会が所持している絵本、これを貸し出したり、市立図書館と連携した

りするなどしまして、英語の書籍に触れる機会が十分確保できるような工夫、こちらも講じていきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

今、お話ありました絵本、確かに大変重要だと思います。絵本や、また、学年が上がっていきますと、実際に図書館で見て選ぶ本の中にも、もともと原書がある本というのも結構あります。

その翻訳物を読んで原書のほうに当たるといような、おもしろかったので原書で読んでみたいといようなことにつながっていくようなこともあるかと思しますので、そのあたりも意識されて、充実させていかれたらいいんじゃないかというふうに思っています。

また、選書に際して、ALTの先生方であるとか、市内に英語の絵本専門店なんていうのもあったりします。いろんな御意見を総合しながら、よりいいラインナップが備えていければなど。光市の図書館は英語の本が充実しているぞと、英語教育いけているぞといようなことにつながっていく大事な要素じゃないかと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、子供たちの身近にも情報端末は、スマートフォンであるとか、コンピューターであるとか、多少のコンピューター機能を含んでいるゲーム類であるとか、いろんなものがあるかと思います。そういうものが当たり前にある高度情報化社会になってきているという状況だと思うんですけど、このあふれる情報の中での身の処し方というか、対処の仕方というか、そういったような情報リテラシーというんでしょうか。そうすることについて、情報センターである学校図書館の担う役割、あるいは、今持っていらっしゃる、そういったものとリテラシーについて、こういうふうに市としては学校で取り組んでいこうと思っているんだといようなことがありましたら、お伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

今、情報リテラシーに対する考え、捉えという形でお尋ねをいただきました。

情報リテラシーとは、先ほど委員も触れられており、もう十分御承知かと思いますが、情報が必要なときに、それを認識して、それを効果的に発見、評価、活用する力というふうに捉えております。

このインターネット環境が整備されまして、今まさにメディアの多様化、高度化、これが叫ばれる中、また、人生100年時代ということもうたわれ、生涯学習社会の中で、そのコンテンツの充実は必要なものであると捉えております。

その中で図書館等につきましては、このコンテンツの宝庫であると考えています。その存在や利用方法を知るだけでなく、調べ方、あと必要な情報を取り出す方法、これを学ぶ場というのは非常に重要だと思っています。

特に学校では、図書室の蔵書の種類、あと情報検索の仕方、さらに総合学習の時間等を使って、いろいろな取り組みの中での情報収集の場として、さらに国語科では、並行

読書を行うことで必要な能力の育成に今取り組んでおります。

中でも中学校につきましては、技術科の学習において、よりよい生活、あと持続可能な社会に向けまして、特に情報、情報を評価し選択する、そのような学習も組み込まれています。

あと、確かな情報を見極める力や、有害な情報の危険性、こちら情報モラル教育という形で、全校を挙げて中学校では取り組んでおります。

このような取り組みにつきましては、今後も一層力を入れながら進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○仲山委員

これから、よりそういった対処する能力というか、使うと同時に、危険性等についてもちゃんと考えることができるように育っていったらいいと思いますので、ぜひそのあたりはしっかりやっていっていただきたいと思います。

技術科という話が出ましたけれども、技術科、以前、専任の技術の先生の配置がなかなか難しいという話がありました。そんな中、教科書などを見ても、確かに、もう僕らのころの技術とは大分違って、内容がかなり高度化してきているなということを見て感じております。

そんな中で、こういう情報とのかかわり方というの、かなり専門的にわかった上で体系的にちゃんと伝えるなり、学ばせていくというか、学んでいく環境づくりというのが必要だと思うんですけども、そのあたりはぜひ、教員の研修等でカバーできるものかどうかわかりませんが、しっかりとやっていっていただければなと思います。

関連しますけれども、もう一点、一般質問でも取り上げました学校図書館整備のほうの5カ年計画ですか、図書整備等5カ年計画、この中で2点目に上げられております学校への新聞配備及びこの新聞を使った教育、NIE—Newspaper in Educationという取り組みが行われております。

光市について調べてみますと、結構これまで、古くは2002年の室積中学校から始まって、ことしは浅江小学校1校のみですけれども取り組んできておられます。

これは、新聞何社か分を相手にしながら、そのそれぞれの気づきを出し合いながら、学んでいくというような授業が展開されているようなんですけども、そのあたりの成果、成果というか、どんなふうにやっていたらいいのか、実施状況といいますか、お伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

今、NIEの取り組みのお尋ねをいただきました。NIEの取り組みにつきましては、教科に偏ることなく各種の教科で実践を積み重ねております。

本年度につきましては、推進協議会の指定校として小学校1校が指定をされておまして、新聞を読んで記事を要約したり、あとその記事に対する感想を書いたりする。また、コラムを写して語彙を広げていく、そのような活動に今取り組んでいるところです。

非常に成果の高いものと捉えておりますので、今後とも取り組みの成果を校内だけではなくて、市内全体の他校への周知もあわせて図っていただければと考えているところです。以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。そのとおり、今おっしゃったとおりでございます。

指定校としては全校では行ってない。指定校になれば、大変有利な面があるとは聞いておりますけれども、これから進めようとしているアクティブラーニングそのもののような取り組みがずっとなされてきているのがNIEだと理解しているんですけれども、ぜひその成果を今おっしゃったように、市内各校で共有して実践できるようにしていただければと思います。

学校図書館に関しては以上です。

引き続きよろしいですか。社会教育の方でまいります。

これも一般質問のほうで地域資料について質問をさせていただきました。その質問の中で、写真資料等の今後の収集、保存、活用というところで、入り口の収集のところでの話として、まず、情報収集をしますという話でございました。

情報収集として具体的なお考えをお持ちか、お伺いしたいと思うんですけれども、よろしく願います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

写真資料に関する情報収集についてのお尋ねでございます。

具体的には、文化財担当の職員が業務との兼ね合いの中で情報収集を行ったり、文化センターを初めとした文化4施設を抱えておりますので、これらの施設、あるいは、豊富な地域情報を抱えておりますのは、各コミュニティ協議会でございますので、これらの協議会や市民団体などとの連携を通して、また、情報化社会でございますので、インターネットを活用しての情報収集などが考えられると思っております。

以上でございます。

○仲山委員

今のような話でありましたが、この際だから1回、市民に広く呼びかけて、おうちのお宝写真じゃないけど、こんな写真あるよというのをみんな出し合って、だっと並べて見るというようなイベントを1回やってみると、結構一気にある程度いけるんじゃないかという気もするんで、そういうことも考えていただければなと思います。

情報収集がまず必要だということとてもよくわかります。ただ、情報収集の後に、しっかりとデータとしていただくこと。その後の活用なんかについての条件等をどのように提示して提供いただくかとか、ものとしての保管まで、あるいは、もう提供してもらうのか、いろんな場合があるかと思えます。そのあたりを早急に整理して取りかかっていたきたいなと思います。何分、今、どんどん失われつつあるところだと思いますので、よろしく願います。

あと、写真ということで取り上げさせていただきましたけれども、写真だけではなく、失われつつある、昔、当時のことがうかがい知れる資料というものについて。写真というのはわかりやすいです。一般の市民の方に、写真だと言えどわかるんですけども、それ以外のものというのは、なかなか収集が難しいと思うんです。そのあたりも努めていただきたいと思うんですけども、そのあたりについての何かお考えか何かありましたら、お願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

当時のことがうかがい知れる資料ということでございますが、写真はもう視覚的に訴えられるので、一番ぴんと来やすいというのはおっしゃられるとおりでと思います。

それ以外の文書はもちろんのこと、絵はがきとか、地図とか図面とか、さまざまなものがあるとは考えております。これらのものも写真同様、収集すべき歴史的価値を持つものもこれらの中にはあると思っておりますので、そのあたりが大切になるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ぜひそちらのほうも、示し方がなかなか難しいとは思いますが、収集に努めていくための条件の整理といいますか、方法、手法の整理とか研究とかしていただければと思います。

それらの収集整理、特に、収集は徐々に、あるいは一気に、集められると思うんですけど、収集したものの今度、整理ということが発生してまいります。これ職員の方々、何分それほど人的に余裕があるとは思えませんので、こういう場合には市民の協力というのが重要だと考えるんですけども、そういう機会が、また考えようによっては市民力の醸成の格好の場を提供するということにもなると思っておりますので、市民とともに取り組むというあたりについて、どのようにお考えか、お願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

議員仰せのように、先ほどから出ております資料等につきましては、まず収集には市民の協力が不可欠であると思っております。また、その後での収集整理に有効な方法として、委員御提案の行政と市民の協働につきましては、有効な方法の一つであるとは考えております。

以上でございます。

○仲山委員

地域資料については、全国各地、特に首都圏あたりが、結構やはり危機感があるんでしょうか、盛んにやっつけいらっしゃるようなんですけれども、条件を整理して市民との協働で進めていらっしゃるところがたくさんありますので、ぜひ研究していただければと思います。

写真のことについてですけれども、写っているものが何なのかとか、それにまつわるエピソードとかいうのが伴っていないければ、写真というの、その資料としての価値というのはなかなか、それだけでは成り立っているものではないと思うんですけど、そのあたりの情報もあわせて記録していくとか、収集していくという必要があるかと思うんですけど、このあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

議員仰せのとおり、写真のみの保管では、資料の価値としてはもったいないと思っております。つまり少なくとも写真の展示時にキャプションにあわせて記載する説明文程度の情報は、写真の理解を深めたり、その写真を活用するためには大切なものでございます。保管に当たっては、それらの記録の情報と写真のデータがリンクして保管されていることが重要だと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ぜひとも、これはもう今收藏しているものから始められると思いますので、定期的にあるシリーズで展示会をやって、附箋か、あるいは何か下に書けるようにしておいて、情報提供をいただくようなこと等されてはいかがかと思えます。

今、話しました地域資料、今回は紙系統の資料について一般質問から引き続きさせていただいたんですけども、地域資料の収集はもちろんのこと、整理、それから、保管、これを利活用すると。利活用まで来ると、特にすごく響いてくるので、お答えでもありました、法律や権利等、いろんなことが絡んでまいります。肖像権であるとか、個人情報であるとか、いろいろと絡んでまいります。それから、写真そのもの自体がある種の価値を持っていたりして、そのあたり、利活用に供するときにならうかというようなこともあるかとは思えます。

そのあたりの条件を整理して、そういう資料の収集から活用までのあたりの方針というのをある程度一度まとめて、もう早急にまとめて取りかかっていたかかないと、なかなかそういうことがネックになって進まないということにもなりかねませんので、ぜひともそのあたり取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

○岸本委員

2点ほどございます。

まず1点目は、来年度から小中一貫教育が開始されますけど、御父兄の方から一貫教育よりは統合が先じゃないかということで、子供たちの教育のことを考えれば早く統合すべきだという御意見をいただきますし、また反対に、幾ら複式学級が続いても学校は残すべきだという御意見も頂戴します。

この一貫教育から今度一貫校というような構想も持っていらっしゃいますけど、1中4小学校なんかの統合というのは、いつごろ、それから、どのような方法で進めていかれるか、考えていらっしゃったらお願いいたします。

○河本学校教育課長

小中一貫教育から一貫校へというお尋ねであったかと思います。

今までも説明してきておりますとおり、当面の間は各種条件が整うまでは現状の施設を活用しながら、小中一貫教育を進めていく。その中で関係各位との協議をこれからも丁寧に進めながら、条件整備に努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○岸本委員

今、条件と言われましたんですけど、山口県のある自治体においては、もう3年続けて複式学級となった場合は、その時点でその小学校のあり方を検討する協議会を設けて進めていくというか、そういうように条件をちゃんと定義されていらっしゃる自治体もございます。

光市は、まだそういったのはないと思いますので、今後、本当に子供たちの将来のことを考えたら、どれがいいのかというのを考えて進めていっていただきたいと思います。

それともう一点は、本年度の事業に400万円か800万円かけて、建築の専門家に全市の小学校、中学校の建物の調査を進めていくという事業があったと思いますんですけど、その進捗状況というのはいかがなものか、教えていただけませんか。

○升教育総務課長

委員のほうから、本年度予算で計上しております長寿命化計画の策定に係る劣化状況調査のお尋ねであろうかと思います。

先の委員会でも御説明をさせていただきましたけれども、建築士等の専門家を有しておるところに今委託をしておる途中でございます。こちらの納品を受け、令和2年度に長寿命化計画の策定をいたしますけれども、その材料とするということで現在進めております。

以上でございます。

○岸本委員

理解しました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定（案）中間報告

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：岡村企画調整課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

いろいろ御説明いただきましたんですけど、第2期の方向性や主な取り組みについて、地方への人の流れを強化するための関係人口の拡大ということが、新しい方向性として示されております。

また、SDGsも一応今回新たな動きということで追求をされているような状況で、それがどのようにどういうふうになるかというのはちょっとまだよくわからないわけですが、まず、関係人口については周知をしておくほうがいいと思いますので、これを詳しくどういうふうな人口のことをいうのか。そして、それはどういうふうに取り組みれていくのかだけをちょっと押さえさせてもらいます。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

関係人口でございますが、総務省によりますと、関係人口とは移住をした定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様な、いろんな形でかわる人々のことを指すものだというふうに説明をされております。

人口減少とか高齢化によりまして、地域づくりの担い手不足をというような課題に直面する地方圏におきましては、若者を中心にこういったような人材が地域にいろいろ入り込んでいくというような、そういった事例もあるようでございます。

こうした動きを受けまして、国の次期総合戦略において、関係人口ということが新し

い視点として示されたものというふうに理解をしております。

本市におきましても、例えば、ふるさと光の会で関東圏に在住している光市関係の方の会の活動をいろいろ支援しておりますけれども、具体的に言えばそういった会の方々が、本市においては、この関係人口ということにもつながってくるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森重委員

なかなかちょっと新しい言葉でよくわかりませんが、観光客以上で移住されるような方未満と、移住未満というふうな感じで、地域おこしを担う協力隊なんかも、若者がまちおこしに移動してきて、継続的に地方を支える一人になっていたりとか、いろんな動きあると思いますけども。こういうものを踏まえつつ、なかなか定住移住というのが難しいにしても、人の動きが活発に行われるような、そういうものをまた目指していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ここは以上です。

○田邊委員

こんにちは。この光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定なんですけど、私が持っている総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告データによりますけど、これは平成30年、日本人の移動者、これらの転入転出、この光市においてなんですけど、この差が142名であります。

隣の下松市は90人がプラスというところなんですけど、このデータはちょっと今読みますけど、30年、日本人の転入者が移動者が1,359名、転出者が1,501名のマイナス142ということです。これについて、あくまで転入者は1,359人はいるんですけど、それにおいて、転出者のほうが多いと、1,501人、このあたりを光市での流出対策、このあたりのことについてお聞きしたいんですけど、そのあたりを教えてください。総合戦略の改定に当たっての。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

本市を初め多くの自治体では、議員御案内のように、住民の転出が転入を大きく上回る状態が続いているものと思います。特に若者でそういった傾向が多いというふうに思います。

やはりこういった傾向を変えるというのは大変困難な部分もございますが、総合戦略ではそのための糸口として、例えば今回お示したこの中間報告の中では、20ページ、21ページのところに移住・定住促進戦略「おいでーね！光へ」ということで、戦略を上げております。

その中で、定住・定着の支援、光に住み続けたいくなるような定住・定着支援ということで、幾つか事業例等もお示しをさせていただいているところでございます。

また、一方、総合計画のほうにおきましても、例えば未来創生プロジェクトの一つに、

雇用・創業の関係、それから、移住・定住の関係とかいろんなプロジェクトも掲げて、そういった人口の定住・定着に係る取り組みを進めているところでございます。

人口問題の解決というのは、何かをすれば事足りるということは決してございませんので、こういった施策を幾重にも重ねながら、着実にいろんなことを進めていく、そういうことが大事であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。お隣の下松で、私のデータではプラス90人なんですよ。それで、光市においてはマイナス142人なんで、この転出者が、やはりここが問題かなあと思う。それはもう重々わかっているとは思いますが、そういったところを具体的に今後もお願ひしたいと思ひます。

下松はいいいいと言われるんですけど、下松がプラス90人、光市においてマイナス142人なんで、努力次第ではどうにかなる数字かなとも思いますが、このあたりのところをもう少しお願ひします。この戦略、せつかく出てきた案なんで、よろしくお願ひします、地方創生という意味で。

転入者が1,359人いて、転出者がそれを上回って1,500人いるというところが問題ではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○西村委員

僕、説明聞いていないんで、ちょっとお伺ひしますが、20ページには「おいで一ね！光へ」って書いてあるんですけど、すごく違和感があるんですけど、光市で、おいで一ねって言葉使いますかね。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

20ページの基本戦略の2のこのタイトルのことだろうと思ひますが、光市に今住み続けていただきたい、来ていただきたいというような思いでつけたネーミングでございませう。ほかには、恐らく事例というのはなかろうかと思ひます。

以上です。

○西村委員

僕もそうだろうと思ひます。よく観光パンフレットには「おいでませ」とかって書いてありますけども、そもそも光の人間は、おいでませって言葉使わないんで、あれ聞いたときにすごく違和感があった。どこの言葉かね、これは、ちゅうて。ここにはやっぱり光の言い回しの方言もあるんで、この前議会でもちょっと使いましたけども、「来てみんないね」という言葉を使いましたけども、このおいで一ねは、ちょっと私はびっくりしました。それはまた考えてください。これがよけりゃ、これ使やあええし、おかしいなと思やあ、それにふさわしい皆がわかる言葉にしたらいいし。

それから、ちょっと気になるのは、18ページに最近の人口の近況があつて、都会から転入する人が405人で転出する人が1,641人。これ最初のところに、自然の人口減少、出生者と亡くなる人のことのくだりが2ページとかに書いてありますが、今どきですよ、令和元年、平成30年、31年。光は、私の認識では大体500人ぐらい毎年減っているという認識なんですけど、人口の増減について、ここには400人程度みたいなことが書いてありますが、大体トータルでどういうふうに数字をつかまえたらいいいのか、自然出生、自然減少——死亡ですよ、それから、転入転出で光の人口が4万9,500になっていたと思うんですが、その辺のちょっと具体的な説明をもう少し詳しくお願いしたいんです。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

人口については、お配りした資料の2ページをお願いいたします。ごめんなさい。参考資料の2ページです。

そちらに前年からの自然増で出生数、死亡数、社会増減、転入数、転出数ということで、平成28年から30年の数値を上げております。大まかな傾向は大体こういったような形で、出生については大体300人台、死亡については600人台、転入転出、転入については1,500人前後、転出については1,500から1,600ぐらいということで、この3年間ぐらい推移をしております。

それで、先ほど議員さんがお尋ねいただきました18ページの405人というのは、あくまで都会のほうからの転入者ということでここでは上げさせていただきました。というのが、都会のほうへの東京圏への一極集中を解消していこうというような、まち・ひと・しごとの一番ベースとなるような考え方がございますので、あくまで東京圏——埼玉、千葉、東京、神奈川、それから大阪圏——京都、大阪、兵庫、それから広島、福岡、そういったところからの転入者数ということで、こちらは目標を立てて近況を示させていただいているものということで御理解をいただければと思います。

○西村委員

わかりました。最近外国人の方がたくさん就労で光市に来られていますが、その関係はどこかに資料があるんですか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

すみません、外国人に限った資料というのは申しわけございませんが、添付はいたしておりません。

○西村委員

そうすると、この数字の中に外国人の方も入っているって考えていいですか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

外国人も含めてということですよ。

○西村委員

わかりました。ありがとうございます。

それで、ちょっとお尋ねなんです、せんだって東京に出張に行ったときに、光市出身で地図の会社に勤めていた方が転職をされて、こういうU J I ターンのところ勤めていらっしやって、名刺をいただきましたので、日比谷の交通会館というビルでしたかね、その2階に表敬訪問でお訪ねしました。

まずは、お尋ねなんです、そういうところにも行かれたか、これから行くおつもりがあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

私自身もせんだって東京に行った折に、光出身の方のところに行かさせていただきましたし、ほかの職員も上京の折に機会があれば足を運ばせていただくようにしております。

以上です。

○西村委員

わかりました。そういう状況であれば、殊さら言う必要はないと思うんですが、実は交通会館の、ちょっと階数忘れちゃったけど、そういう47都道府県、東京を除いての各県のブースが所狭しとありました。

私、ちょっとびっくりしたのは、ものすごいお客さんが来られて、ふるさとに帰りたいんだけどって言って、相談をされていたんですね。折しもこういうことをしていますから、ぜひ連携をして何かふるさとに帰るといふことであれば、仕事のあっせんをしたり、補助金をつけたり、いろんな恩典じゃありませんけども、そういうのもありましたので、ぜひ我々もそういう形で訪問して新しい情報を仕入れたいと思います。

以上です。今のは質問じゃありません。よろしくお願いします。

○林委員

皆様、こんにちは。1点ほどお尋ねをさせていただきます。

先般、神奈川県庁で使用されていた大量の個人情報が入ったハードディスクが転売されて、大量の個人情報が流出するという事件が発生いたしました。こうした情報の管理について、本市の状況はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○藤井情報推進課長

こんにちは。それでは、神奈川県において発生いたしました情報漏えい事件に対する本市の状況について御回答いたします。

まず、神奈川県において発生した事件の概要ですけれども、12月6日金曜日に神奈川県において、リース契約期間が満了し、返却したサーバーで使用していたハードディスクが、データの復元が可能な状態で持ち出された後、ネットオークションに出品・転売され、納税に関する情報など大量の個人情報が流出していたことが報道されました。

次に、本市におけるリース物品の返却時の取り扱いです。本市ではリース契約期間が満了したサーバー、パソコンのハードディスクは、職員が、復元することができない状態にする専用のデータ消去ソフトウェアにより、データを消去した上でリース業者へ返却しております。

したがって、仮に同様の持ち出しが行われましたとしても、情報が流出することはありません。

また、リース物件以外の古いハードディスクなどで、業者にデータ消去を委託する場合もございますが、業者から廃棄証明を必ず受領し確認しております。

次に、神奈川県的事件での当事者である株式会社富士通リースのリース物件について御説明いたします。

本市におきましても、富士通リースとのリース契約がございます。そのため、リース返却品の取り扱いについて確認いたしました結果、神奈川県的事件でのもう一方の当事者である株式会社ブロードリンクへ富士通リースが廃棄処理等を委託した案件が1件ございました。しかし、該当物件はハードディスク等記憶装置を備えていないプリンターであったため、情報漏えいの懸念はございません。

また、本市と取引のある他のリース業者に対しても確認を実施し、ブロードリンク社に対して廃棄処理を委託していないことや、本市から返却されたハードディスク等は復元できない状態に消去、または物理的に破壊していることが確認できたため、情報漏えいの懸念はございません。

今回の事件を教訓に、個人情報等市が取り扱う情報の重要性を改めて認識し、情報技術の進展にも注意しながら、引き続き、情報機器の適切な取り扱いを確実に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。新聞に出たり、テレビでこういうことをお聞きしまして、まさかということをお聞きしたわけですね。

信頼関係がある中で、そういうことを請け負っている会社からそういうことが出るなんて、流出されるなんて言語道断でございますので、本市においてはそういうことはないということで、とても安心いたしました。

今後とも注視していきたいと思っておりますけど、しっかりと責任ある態度で臨んでいただきたいと思います。終わります。ありがとうございます。

○田邊委員

3点お願いします。

シティプロモーションということで企画したと思うんですけど、女子旅についてお聞きをします。

この女子旅についての参加者の声、皆様の声などについてと、シティプロモーションとしての成果、費用対効果みたいなものがもし答えられたらお願いします。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

11月2日に開催をしました「ひかりの女子旅」の参加者の声ということでのお尋ねをいただきました。

イベントが終わった後に参加された方、19人の方に参加していただいたわけなんです、参加された方にアンケートをとらせていただきまして、その中では参加してよかった、あるいは大満足だった、次回も楽しみにしている、あるいは光市を再発見するよいきっかけとなった、光市が好きになった、若い人にもぜひ参加をしてほしい、そういった意見や感想が寄せられていました。参加者からは、おおむね御好評をいただけたものというふうに思っております。

その一方で、一つ一つの場所で、例えばもうちょっとゆっくり時間がとれたらよかった、もう少しスケジュールがもう少しコンパクトであったらよかったというような御意見もいただいております。こういったことはまた、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

それから、成果についてですが、シティプロモーション事業ということで参加者には参加の条件として、ツアーの思い出とか、心に残った景色などをInstagramにアップをしていただいて、広く発信をしていただくと、そういうことをお願いをさせていただきました。

今現在、ひかりの女子旅、あるいはひかり女子旅、そういったハッシュタグつきで、70枚以上の画像がInstagramにアップをされております。

こういった画像は、参加された19人の方からさらにSNSを通じてより多くの友人、知人の方々に拡散していただいて、光市のシティプロモーションにも一役買っているものと考えております。

室積地域の魅力を強く発信していこうという当初の目的は十分果たすことができたと考えておりますし、シティプロモーションの観点からも、一定の事業効果というものには手応えを感じているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言われるように、一定の成果が上がったと理解してよろしいでしょう。それで、そういったアンケートの結果はどこかで出してもらえるのでしょうか。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

アンケートの結果につきましては、内部的には整理していくことにしておりますが、その結果を外にということは特に考えておりません。

○田邊委員

わかりました。できる範囲で出せるものは出してもらいたいというところでも願います。Instagramなど70枚以上、SNSで拡散されたと思われるということで、こ

れ、釣りともう一つありますよね。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

フィッシングパーク光で釣りをしていただくコースと、室積海岸で散策していくコースとこの部分は二手に分かれてということでコースをつくらさせていただきました。あとは、冠山総合公園であったり、室積海商通り、象鼻ヶ岬、こういったところをみんなでめぐったということでございます。

○田邊委員

わかりました。今後やるのに、スケジュールがタイトだったというところがちょっと気になりますけど、お願いします。

続きます。広報・シティプロモーションの窓口に1,000人の愛着、これを拝見しましたが、せっかく1,000人の声を集めたんですが、このシティプロモーションの観点からこれをどのような形で使うのか、というところを教えてください。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

広報・シティプロモーションの前に、1,000人の写真等をモザイク状にしたパネルを置いております。これは平成30年度に取り組んだ事業でございますが、せっかく1,000人の方に御協力をいただきましたので、これから1,000人の方の写真とか、顔写真とかメッセージを集めた大きなパネルも作成をして、できれば1月ぐらいから市内各所とかでも展示をしてみたいというふうに今考え、準備をしているところでございます。

また、集めた写真を素材にしてポスターとかもつくる今予定でございまして、こちらのほうも市内外でのプロモーション活動に使っていきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。でも、僕が見たの小さかったんですけど、ちょっとわかるんですかね、あの形でやっても。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

今カウンターの前に置いているものよりは、かなり大き目のサイズで一人一人の顔でございましてとか、書いていただいた文字とかもわかるぐらいの大きさにはしたいと思っています。

○田邊委員

わかりました。それともう1点お願いします。

「きゅっと×ハグ〜ン」のHUGプロモーション、これについて聞きたいんですけど、これは、民間企業とのタイアップ企画という新しい試みでありますけど、来年度はどうか、現時点で答えられるならお願いします。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

昨年、大王製紙さんと連携をして、ともにおっぱい都市宣言のまち光市、あるいは大王製紙のほうの企業理念を共同で発信をしようということで取り組みを進めてまいりましたが、当初より1年限りで終わるのではなくて、取り組みのほうは継続をしていきたいという思いを持ってスタートをした事業でございます。

8月4日のおっぱいまつりが終了した後も、現在、戸籍の窓口で出生届を出してくれた方に大王製紙さんのほうと共同制作をした特製おむつケーキを配っておるわけなんですけど、そういったことの継続なども含めて、これから相手の方とどういったような形で継続できるのか、その辺はいろんな話し合いもしていきたいと思っております。現時点では、まだはっきり確定したものはございません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。現時点ではわからないというところなんですけど、今の大王製紙の本社なり、その工場とか、そういったところに行ったら、この「きゅっと×ハグ〜ン」のタイアップも何か紹介してあるんですかね。

○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

大王製紙さんのほうで、本社とかでこういったものが展示されているということとはございません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。相手さんが企業なんで、いろいろな方が企業に出向かれると思うんで、そういったことをやっているんなら、そういった企業さんの玄関とかに、ちょっとした写真とか、自治体と協力してそういった企画やっているよというところも、できるもんならやってもらえれば、シティプロモーションという意味ではまた効果が上がるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりを。できるもんならですね、契約上はわかりませんが、お願いします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）（市民部所管分）

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第114号 令和元年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第117号 令和元年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

54万3,000円なんですが、これ、当初の見込みよりどういうことなんですかね、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけど、お願いします。

○縄田市民課長

保険基盤安定化制度についてであります。この制度は、世帯の所得が少ない方を対象に所得状況に応じて2割、5割、7割軽減を行うものであります。その軽減分につきましては、全額公費で補填することとなり、その負担割合は県が4分の3、市が4分の1であります。

この軽減措置において、令和元年度は対象者が当初見込みより多かったということで、今回増額の補正予算となったところでございます。

以上です。

○田邊委員

2割、5割、7割の当初世帯が、当初の見込みより多かったということで理解して、わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

まず、地域おこし協力隊についてお伺いします。

新規募集がもう今発表されて動き始めています。伊保木地区の分ですね。この募集について、募集に際しての条件というのは、東荷地区のときと同様であるのかどうか、雇用条件といたしますか、待遇条件といたしますか、そのあたりについて同じなのかどうかということと、伊保木地区、今度の募集というのは前と違ってこういう募集なんだよというインフォメーションというか、ありましたら、それもあわせてお願いします。

○高橋地域づくり推進課長

地域おこし協力隊の第2期隊員の募集についての御質問でございましたが、条件、応募要件につきましては、現隊員と同様ということで変わりはありません。

それから、募集に関しましては、やはり前隊員の募集のときと同様に、市や県及び一般社団法人移住・交流推進機構のホームページ、それから、市や県及び伊保木地区のフェイスブックへの情報掲載、それから、移住関係情報誌への広告掲載を予定しております。

あと募集活動といたしましては、先週、東京で開催されました「地域おこし協力隊合同募集セミナー」、これに参加、それから来年1月に同じく東京で開催される「移住・交流&地域おこしフェア」の参加を予定しております、今後は来年3月に隊員の選考、4月に決定、7月に着任という予定で進めようとしております。

以上でございます。

○仲山委員

任務とかに絡んで、何か資格等何か地元のほうの希望みたいなことで、何か条件をつけられるなんてことは今回あるんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

任務に関する資格ということでございますが、特にございませんけれども、一応伊保

木という土地柄、普通免許というのは持っておいただくということと、やはり狭い道での運転とか、このあたりについて可能な人というようなことを条件づけているというのはございます。

以上でございます。

○仲山委員

大変リアリティのある回答ありがとうございました。大体わかりました。

今現在、東荷のほうで活動をしている第1期の隊員がいらっしゃると思うんですけども、2年目がもうすぐ半分を過ぎるのかな、そんなような状況かと思えますけれども、今の取り組み状況及び何か定住に向けての準備というようなことで今相談を受けているとか、そんなことありますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

現在の取り組み状況ということでございますが、テーマが空き家の活用に関する企画及び実践ということでございます。これにつきましては、コミュニティプランの履行とか、それからコミュニティ活動に関する情報発信、それからコミュニティ組織への維持強化といったこととあわせて、今、東荷樋ノ口にあります空き家を拠点にいろんなことを進めておるというところでございます。

最近では、隣接する農地を活用した芋掘りの体験とか、県内で活動するほかの地域おこし協力隊との横のつながり、これを生かしたイベント等を開催しております。

また、先ほどお答えいたしました地域おこし協力隊合同募集セミナー、このあたりにも一緒に行っていて、いわゆる本市で活動している先輩隊員としての強み、生の声、こういったものを生かしたPRというのを行ってきたところでございます。

定住に向けての準備ということですが、具体的にというのはないんですが、いわゆる任期後に起業とか、そういうことで定住した協力隊OBとの交流会への参加とか、そういったことを行いまして、情報収集、それから、そういったプランとかの参考になればということで活動しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。他の地域との交流も今の話ですと、ありそうなところに出ていっているということのようなので、情報収集をしながら進めていることと思います。

ちょっと外れるかもしれませんが、空き家を活用してというのを今ちょうど樋ノ口ですか、あそこでやっている、あの建物に取り組んでいるという様子は通るたびに、ああ、やっているなと思っているんですけど、あれは具体的に何か使い道というか何か活動ということは何かあるんですか。

○高橋地域づくり推進課長

今のところ具体的にこれというところはないんですけど、漠然とではないですが、い

わゆる交流施設ということで地域含めて活用ということを考えております。
以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。今後とも、新しい隊員がぜひとも決まってほしいと思っておりますので、募集活動も積極的にお願いいたします。

次に参ります。協働事業提案制度ですね、これ光市の伝統になってきつつあるかなという感じはあるんですけども、市民団体とともにということを進めてきておられます。

現在の状況及び来年の実施に向けてというあたりで、その状況等をお伺いできればと思います。

○高橋地域づくり推進課長

協働事業提案制度につきましては、市民提案型に3件の応募がございました。去る10月30日に行った選考委員会で3件とも採択という形になっております。

なお、募集の内容等について昨年と変わったりというようなところはございません。団体としては、1団体増えているということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

継続2件と新規が1件ということだと思います。

これまで協働事業提案制度としては元気なまちから始まったんですかね、これまで積み重ねてきていますけれども、来年に向けてのところ、来年度の募集ということ、その辺でこれまでと変わるところを特に考えていらっしゃるわけではないというふうに考えていいですか。

○高橋地域づくり推進課長

募集内容については特にございません。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。市民団体もだんだん活動が余り盛んと言えないような状況になってきているような様子が見受けられますので、大変かと思えますけれども、積極的にマッチングのための工夫をしていただいて、事業が誕生していくように進めていただければと思います。

もう1点、これ最後ですけれども、転入者に対して提供する市政情報ということで、ごみ出しルールや各種行政サービスなんかについて、窓口でまとめたものを転入者等に提供しているということなんですけど、そのあたりマニュアル化してやっていらっしゃるという話は聞いてはいるんですが、ことしの台風災害時に、現地のほうで、転入間もない住民が、避難所がわからなくて避難ができなかったという例が報告ありました。

光市の場合、避難所や避難経路など情報がわかるハザードマップ等、そういった情報の提供はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○縄田市民課長

転入者に対する避難所などの情報がわかるハザードマップの提供ということでありまして、現在、市民課におきましては、転入者へハザードマップの提供は行っておりません。

以上です。

○仲山委員

了解しました。ありがとうございました。

以上です。

○田邊委員

10月1日より消費税が引き上げられましたので、地方交付税交付金についてちょっと注視しているんです。

内閣府による直近の消費動向調査、令和元年11月実施分なんですけど、調査結果の要点では、令和元年11月の1年後の物価に関する見通しについて2人以上の世帯に尋ねた結果、前月差で見ると「上昇する」との回答の割合が4.5ポイント減少したのに対し、「変わらない」が4.5ポイント増加したと。

この消費者の物価予想について、「上昇する」という見込みの割合は低下したものの、依然として高水準ということになっているということなんです。日ごろよく購入する品物の価格の1年後の見通しについて、これは尋ねておるんですけどね。

私が聞きたいのは、10月から消費税が引き上げられたので、今年度の地方交付税交付金への影響額と、またその影響についてお聞きしたいというところなんですけど、わかる範囲でお願いします。

○杉本税務課長

地方消費税交付金だと思われませんが、10月から消費税が引き上げられましたが、地方消費税交付金は消費税が引き上げられましても、全国の消費額に対する地方消費税収入額をもとに交付金額が決定され、国から市へ交付されるまで6カ月間の期間を要することから、引き上げによる影響は来年度からとなり、本年度の影響はございません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。6カ月後にはっきりして、来年度からということなんですけど、この引き上げに伴う地方消費税交付金の使い道、これは国のほうで社会保障の財源となっておりましたが、本来のそのあたりの説明を、お金にそういったものがついているのか、そういう割り振りはあるんですか。

○杉本税務課長

引き上げ分の地方消費税収入に対する地方消費税交付金の使途は、地方税法に明記されており、子育てなど地域における社会保障のために充てられることとなっております。以上です。

○田邊委員

わかりました。確実に、だからそういった子育てなり社会保障に充てられるということですね。わかりました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) その他（所管事務調査）

①光市防災機能強化基本構想（案）

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。

都市防災総合推進事業についてなんですけど、近くの山口県の周防大島に防災センターというのがあるんですが、そこも敷地面積が1,355m²のR Cの平屋建てなんですけど、そういったものを参考に見に行ったとか、そういうのはあるんですか。周防大島の防災センターについてです。

○加川総務課長

周防大島のセンターには、視察には行っておりません。

○田邊委員

あの近くにあるんで見に行ったのかなと思ったんですけど、周防大島の防災センターは、将来の東南海・南海地震の対策としての内閣府の地域防災拠点施設整備モデル事業の補助金を活用して、整備されたということなんですけど、光市の場合は、こういったもの東南海・南海地震への対策としての内閣府のこういったものは使えるんでしょうか。

○加川総務課長

先ほど説明した46ページの財源のところ、都市防災総合推進事業ということ为例示として挙げております。

国の補助メニューというのは、その時々で変化するものでございますので、現時点で活用が可能と思われるものとして、今ここに事業を上げているところでございます。

○田邊委員

わかりました。

それでは敷地の場所なんですけど、ここにあったところの、丸のこの敷地の防災指令拠点施設の整備可能な用地、山側というか、本庁舎よりは海側と、海側の場合の海拔は幾らというところなんですか、これは。

○加川総務課長

海拔につきましては、この図面、ちょっと非常に見にくくて申しわけないんですけども、四角で囲ってある中に数字が書いてあると思います。

南側のところであれば、7.3m、北側のところであれば、低いところが7.7、高いとこ

ろで9.4というような標高となります。
以上でございます。

○田邊委員

この防災拠点には東日本の災害のときにも、防災センターみたいなところに逃れて、しかし、津波がそれ以上、2階まで達したという事例がありますので、私は防災センターは必要と思うんですよ、だけど、そういった場所の想定される津波、そういったところの検討が必要かなというところがちょっと気になるところであります。

この7.3が想定される津波にどうなのかというところをちょっと詳しい資料がないんですけど、お願いします。

以上です。

○委員長

質問ですか。

○田邊委員

答えられます、大体のところ。

○加川総務課長

すみません、詳しい数字は現在持ち合わせてないんですけども、18ページに記載はしておりますが、津波については、本庁敷地については津波のハザードマップの浸水想定区域には入っていない状況でございます。

○田邊委員

わかりました。

以上です。

○仲山委員

おはようございます。

防災指令拠点の施設の内容について、5の1、部屋、諸室が想定をされております。

これが、多分、先進事例などを見てきて、市の事情を鑑みて、大体こういった部屋があるだろうということ、それと規模も先進事例等を参考に割り出されたんだと思います。

この諸室、想定されるときにそれぞれに各室に盛り込む、あるいは盛り込みたい機能、役割というのをある程度考えてピックアップされているんだと思うんですけど、そのあたりについて、今現在のところで想定されているようなことで、お話いただけることができましたらお願いします。

○加川総務課長

今回、整理しようとする施設につきましては、防災に係る管理、それから指令機能に

特化したものということでございます。

今、議員から御質問いただきました5の1、37ページでございますが、ここでの機能、設備につきましては、議員言われたとおり先進事例等を参考に防災指令拠点の機能強化につながるもの、これを例示としてお示しをしております。

一方では、財政的な側面もこれから十分配慮する必要があると思いますので、今後、費用対効果を踏まえながら検討を進めてまいるといった段階でございます。

以上でございます。

○小田総務部長

若干、わかりやすいように、これもあくまでもイメージでありますので、一つの例というふうに御理解をいただければと思います。

39ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

これが、いわゆる災害対応のタイムラインに沿って、諸室の活動イメージをお示しをしているものであります。

当然であります、一番上にあります災害対策本部機能としましては、メインの活動拠点となりますのが防災危機管理課、今の防災危機管理課の諸室をイメージしていただければと思います。

それと、防災行政無線の放送室、これは無線を放送したり、受信したり、発信したりするものと、それと次の災害対策指令室、これが災害対策本部長なり、副本部長、それと災害対策本部に移行する前であれば、総務部長がそうなりますが、災害警戒本部長等が執務をし、さまざまな防災上の避難指示等の発令なり、あるいは職員への指示を行う室だとイメージをしていただければと思います。

次の災害対策本部会議室のほう、これが災害対策本部員が参集をして、ここで情報共有をしながら、さまざまな災害対応の方針を決定をし、それぞれが連携をして災害対応を図る基本となる機能を併せ持つものであります。したがって、それぞれのところで黒線と点線が引いてありますような形でイメージをされるものであります。

それと、今回の特色であります、災害活動センター、こちらのほうが大規模地震、あるいは大規模災害で、光市のみでは災害対応が難しい状況になったときに、県外等々から災害支援要員を受け入れをしまして、こちらのほうで活動センターとして、一体となって活動をしていけるような諸室をイメージをしております。

下の機械設備機能は、それぞれの機能でありますので、ざっくりと申しますと、こういうようなもので、やはりそれぞれのもので費用対効果もありますので、これはまた後段、基本計画なり、基本設計の中で精査をしていくようなイメージでお捉えいただければと思います。

以上です。

○仲山委員

大変わかりやすい説明をありがとうございました。かなりリアルにイメージできました。

今の話の中でもありました。災害が発生した場合、災害対応に市役所といいますか、職員全員で当たるわけですけれども、特に忙しいとか多忙になるのが建設や経済を初め、幾つかの所管は特に多忙になるかと思うんですけれども。

実際に災害対応の指令拠点としては今回整備する、こちらがそうなるんだと理解しているんですけれども、今のこの本庁舎内のほうで主だった所管はそれぞれ災害の対応に当たることになるのか、それとも、今度つくる拠点のほうにみんな移動して、そちらで災害対応に当たるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○加川総務課長

災害が発生した場合でございますが、各所管の職員については、基本的には本庁舎で災害対応に当たることを想定しております。

また、災害対策本部員、各部長等につきましては、基本構想案の39ページでございますように、状況に応じてのケースというものがございますが、防災指令拠点での対応に当たるということを想定しております。

以上でございます。

○仲山委員

ということは、指令機能というか、中枢部門はそちらで安全確保をしている、それと機動的に情報の収集発信が行えるような状況をつくるということであるということですね。

もう一つ、ここにシステムサーバー室という電算システムのほうの安全を確保するというか、それが上げられております。今現在の課題のところでも上げておられました。

今、停電、その他、もちろん地震等でも損傷ということもあるかもしれませんが、情報通信機器及び普段執務に使っている機器類が使えなくなる可能性があるんだという話だったのが、今度そちらに持ち出すことで、無停電電源装置、それと非常用電源が整備されれば、今度つくる拠点が大丈夫であれば、そういう情報通信は使えると状況であるというふうに考えてよろしいんでしょうか。言ってみれば、本庁舎では停電であったとしても、可搬式の発電装置等があれば、コンピューターを立ち上げればサーバーのほうからデータが取れて作業ができるのか、ということなんですけど。

○加川総務課長

防災指令拠点施設に電算のシステムサーバーの制振ラックであるとか、議員言われましたとおり無停電電源装置、それから非常用の電源設備、これを整備した場合でございますが、防災指令拠点施設では当然使える状態を確保することが可能となります。

あわせて、発災時において最も重要となる気象等のデータ収集、それから市民への情報発信を初め、災害対応を行う災害対策本部においては、全てのシステムを活用することが可能となります。

本庁が停電した場合ですけれども、これも可搬式な発電式、これでの対応にはなるかと思いますが、こういった対応ができる範囲の中で、ネットワークの端末の電力が供給

可能な範囲でございますが、その範囲において、システムを使用することは可能となるというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

現在よりはかなり、現在ではもうかなり脆弱なというか、まずい状況だとは思いますが、それはもう改善されるんだということは理解できました。

そこで、今、話を伺ってきたことをまとめるような形にはなるんですけども、防災指令拠点施設が整備されれば、本庁舎が著しい被害を受けなければ、現在の課題として上げられているものに一応の対応ができる状況がつかれるものではないか、というふうに私は見えています。

ただ、これが激しい地震災害の場合、防災指令拠点施設が無事でも本庁舎が被害を受けるという可能性がやっぱりあるというふうに考えておかなければいけないのではないかと。その場合の災害対応業務継続について、お考えを伺っておきたいと思えます。

○呉橋防災危機管理課長

これは業務の継続に関する御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、地震等によって本庁機能が喪失した場合にどういふふうに対応されるかということですが、これにつきましては業務継続計画におきまして、本庁舎が使用不能となった場合の代替拠点施設について定めております。

本庁舎の代替の拠点施設の条件といたしまして、まず、耐震性のある建物、まとまった人数の職員が業務のできるスペースの確保、庁内ランが整備されている等から、代替の拠点施設はあいぱ一く光、そして教育委員会、地域づくり支援センターとしておるところであります。

以上でございます。

○小田総務部長

若干補足をいたしますと、本庁舎が地震等によって倒壊をした場合、今までであればシステムごとアウトになりますので、消防を第一代替施設として設定はしておりますが、メインのさまざまな機関業務系のシステムは全てアウトになるので、例えば一番問題であります被災者支援システム等が稼働できないという状況になりますが、これが全部新しい施設のほうで耐震性を持ったものを構築をいたしますので、あいぱ一く等において、全ての業務が今までどおり対応可能という点が、一番大きな違いになるのかなと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

整備の目的及びこれを行うことで改善される主なところは、今お答えいただいたこと

で私は一応理解をしました。ありがとうございました。

○岸本委員

9ページ、10ページで、過去の被災状況というのを説明していただきましたけど、私、それよりまだ前の、この光市における震度5以上の地震が過去にあったかどうかちょっと調べてみたんですね。そうしますと、1686年12月10日貞享地震というものがありまして、岩国から徳山間までが震度5、そして、1707年10月4日宝永地震、これは南海トラフ地震で、調べた昔の地震ですので、マグニチュードという数値がはかれなかったかもわからないんですけど、私が見た参考資料にはマグニチュード8.6、そのときの徳山での被災状況が載っておりました。

「徳山で、10月4日午後2時から10月5日朝まで度々揺れたが、建物の被害は少なく、夜中に津波が来たものの、人馬の被害はなかった」、「過去、南海トラフで発生した5つの地震、明応、慶長、宝永、安政、昭和で、この宝永地震が最大地震だった」ということが載っておりました。

でありますから、これは過去の被災状況ですけど、余り地震とか津波に神経を尖らせなくても、心配し出すときりがありませんで、今、過去の状況というのはそういう状況です。

次に、38ページの第5章の2、想定位置について御質問させていただきますけど、ここに今平面図、これ1500分の1の縮尺の図面だと思います。

この図面で2カ所、国道側と北側に設定の位置が書かれていますけど、もし、北側に1,250m²の施設を建てられますと、今度、本庁舎を建てかえる場合のスペースがなくなってくるんじゃないかと思えますけど、この点についていかがでございましょうか。

○加川総務課長

本庁につきましては、位置とかも含めまして、まだ全く白紙でございしますので、なかなかお答え申し上げにくいんですが、今ここで1,500m²の敷地を囲っております。

当然、将来的に本庁舎の建てかえの可能性ということはございすることから、今度、今から基本計画等において検討を進めていく中では、その辺への配慮もしながら、場所の選定をしていくという予定でございします。

以上でございします。

○岸本委員

私、1,250m²というのは、坪に直したら、平米というのはなかなかわかりづらいので、坪に直しましたら380坪です。

この1,250m²を2階建てにすると、建設面積が半分ですから625m²、坪でいきますと約190坪、四角の面積ですと25m掛ける25m、どう考えても難しい、また、3階建てにされても縦建築面積が約126坪で、四角い建物でしたら20m掛ける21m、敷地いっぱい建てるということはありません。

例えば2mは空けて、隣と土地と空けて建てなければいけないでしょうから、そうす

るとやはり北側に防災拠点施設を建てられると、今度、本庁舎を建てかえるだけのスペースはなくなると思います。

今度、国道側に建てられると、この敷地面積でしたら1,500m²でも建てられると思いますが、今度、本庁舎とその施設が四、五十m間が空いてしまいます。

なるべくなら、防災拠点施設と本庁舎というのは距離が空かないほうがいいと私は思います。

最近、山口県内で本庁舎ができたところといえば、周南の市役所、これ5階建てですけど、5階に防災施設があります。

長門市にこれも最近できました。これは3階に防災施設があります。やはり、防災施設というのが本庁舎の中にあるのが一番最高ではないかと思えます。

本庁舎の会議室と災害のときの会議室が併用して使えますから、無駄もできません。

施設を別に建てると、やはりその施設の維持費がかかってきます。でありますから、私としましては、新庁舎を完成のときに、その中に防災拠点施設を設置されて、それまでは、消防本部とかあいぱーく、福祉総合センター、あいぱーく光に仮に設置されるのが一番よろしいのではないかと思えますが、いかがでございましょうか。

○加川総務課長

災害指令拠点施設の整備については、これは一刻も猶予がないというところがございますし、議員のほうからは、今、消防施設であるとか、あいぱーくの活用とかということもいただきましたけれども、やはり今回、耐震性はもちろんでございますが、さまざまなシステムの導入によって、円滑に避難指示であるとか、避難勧告であるとか、こういった情報を発令することも一つの目的でございます。

消防施設であるとか、あいぱーくということになりますとなかなかそういったスペース、常設のスペースもございませんし、施設もございません。したがって、なかなかそういったものの活用というのは難しい、我々が今考えている機能を備えるには少し課題が多く難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○小田総務部長

改めて申し上げますと、これまでもこの辺のことは議員の皆様方にも御回答申し上げておりますが、消防庁舎は一部事務組合の施設であります。

ここは、言い方は悪いですが、よその施設であるということを御認識をまずいただきたいと思えます。

代替施設の第一順位として、万が一、本庁舎が使えない場合は、代替施設として指定をしておりますが、ここに本部機能を整備するということはまずあり得ないというふうにお考えをいただきたいと思えます。

それと、今回、御提示をしておりますように、本庁舎における防災機能の強化を図らないと、いざというときに地震というふうにおっしゃられましたが、風水害においても今回もう御存じのとおり、全国で庁舎も含めて停電をしたり、いわゆる逃げてください

という情報さえも発信ができない恐れがありますことから、整備を行おうとするものでありまして、ただいま課長が申し上げましたように、今回お示ししているだけの災害対策本部機能を有した施設を本庁以外につくっていくということは、災害対策本部機能を維持することは困難であると、このように認識をしておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○岸本委員

次に、事業費について質問させていただきます。

ページが45ページですけど、今、基本構想が上がっております光駅舎の橋上化、バリアフリー化、これについても相当な財源がかかるのではないかと私想像しているんです。

それと、ことし5月にオープンしました光総合病院、この経営状況というのがまだ8カ月ぐらいしか経っていないのでわかりませんが、万が一赤字が出てきた場合、一般会計から繰出金で補填していかなければいけない、そのように光総合病院の運営にも気にかかりますし、また、光駅の橋上化、これも相当な金額が必要になってくるのではないかと思いますので、そんなことをやはり考えますと、やはり6億円とかここに出ておりますけど、一つ考えていただきたいと私は思います。

これは質問ではありません。以上で、私の質問は終わります。

○田邊委員

47ページをお願いします。

整備スケジュールのところ、令和元年度に始めて令和5年度にこの防災指令拠点ができるというイメージなんですけど、それとあと3ページに、なぜこういうようなものをするということで、光市の業務継続計画に則ってということが大前提と私は思うのですが、今から始めてもこれだけかかるよという形と、それを考えるに、やはり各地で多大な災害が起きているので、これはやっぱり早目に、このスケジュールをもっと早めてもらいたいと私は思います。

それと、設備的な問題なんですけど、42ページのマルチモニター、これについては今考えで、光市の何区画をこれで見るとか、そういった部分的で今の防災の地域的なものはもっと幅広くやるわけですか。

それともう一点、44ページの発電機能のところなんですけど、この2基は確実にこの防災指令拠点では必要というところですかね。それともこれは、この非常発電機と無停電電源装置というのが、別にどちらかでもいいということですか、それとも2基が必要ということですか。

○呉橋防災危機管理課長

これは防災機能ということになりますので、私のほうからお答えいたしますけど、現在は構想段階ですので、具体的に何分割であるとか、どこを映し出すというのは正確には決まっております。

これから基本計画、基本設計の段階で具体的にお示しできるのではないかと考えております。

以上でございます。

○小田総務部長

あくまでも、今、課長が申しあげましたように例示であります。ここに置いております倉敷市の例は、これは市内の写真がモニターに映し出されておりますが、こういうマルチモニターといいますと、こういうものだけではなくて、いわゆる気象情報とか河川の水位情報とかが一元で見れるように、多いところでは十数台のモニターを同時に映し出して、そのうちの必要な部分を大きく映し出したり、これは気象庁とかがそういうようなものを採用しているんですが、そういうイメージで持っていただきたいと思いません。ですから、単純に市内の映像が流れるモニターというイメージではございません。

あくまでも例示でありますので、こういうようなものを備えていくというのが、今の新しい流れというふうに御理解いただきたいと思えます。

○加川総務課長

それから、発電機能のお話をいただきました。

非常用発電設備、それから無停電電源装置、これらはそれぞれ目的が違いますので、それぞれ防災機能を保つ上では必要なものではないかということで考えております。

以上でございます。

○田邊委員

ちょっとスケジュールのところ、あれがちょっとかかるので……。

○森重副市長

今、田邊委員から、47ページのスケジュールについての御質問がありまして、なるべく早くという御趣旨だと思います。

我々といたしましても、昨年6月の定例会、また12月の定例会等々で、さまざまな形で方針を変更してきております。

あわせて、今お示しをさせていただいております基本構想の最終案について御説明をさせていただいておりますし、この後、本議会において、次のステップとなります基本計画の予算の御審議もいただくことになっておりまして、この施設につきましては、その後議会に議決をいただくこととなります。我々としても最も重要な事業の一つとして位置づけ、スピード感を持って取り組むことといたしておりますので、議会の皆様方にもぜひとも御協力と御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○田邊委員

やっぱり災害が起きた場合は、行政の責任とかそういった問題がいろいろあるんで、

やっぱりこういうようなものは早目に対応して、そうしたもので安全は確保しないといけないという形で、スケジュール的にはもっと前倒しでやるべきと私は思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○森重委員

議会の総意としてでも、やはり急ぐということは、それぞれいろんな御意見はありましようけど、総意だというふうに私も思っております。

一つ、施設の想定位置です。

いずれにしても、やるとしたら、今2つの位置を示されておりますけども、このところが、まず、第一段階として決まっていかないと、どうしようもないわけでありまして、今、災害警戒区域、災害的な面から、安全なところをというところでこの2つをお示しいただいております。

片や、都市公園というか緑地もありますし、災害とは別に、将来的ということもございましたけども、将来的な構想、また機能性とか、搬入、搬出とかさまざまな面で、執行部のほうでもうちょっと詳しく見解をお持ちなんじゃないかと思うので、そのあたりを言っていただかないと。ここは今から専門的に調査をして、皆さんの御意見を伺いながら、2つを1つに決めますということなのか、ある程度思いがあるのかどうか、そのあたりをちょっともう少し掘り下げて教えていただければというふうに思います。

○加川総務課長

場所につきましては、38ページにお示しをしておりますが、現時点では、その土砂災害警戒区域であるとか、そのあたりのところと来庁舎の導線の確保であるとか、駐車場の確保であるとか、こういったものを一つの除外の要素として、今ここで選び出したところがこの2つということになります。

今、議員のほうからも緑地帯であるとかというお話もいただきましたが、そのあたりの詳細なことについては、基本計画の中において詳しく調査等を加えながら、場所を絞っていくというところの段階でございます。

以上でございます。

○森重委員

即座にここというふうなお示しは難しい点かもわかりませんが、まず、やはりある程度将来的なことも踏まえながら、市民、議会も納得する場所をきちんと決めていくことが先決だというふうに思いますので、このあたりしっかりちょっと議論をまたしていきたいというふうに思います。

それともう1点ですけども、44ページの非常用発電設備と無停電電源装置という、この2つの発電機能なんですけども、これは発生後72時間という時間が25ページのあたりには出ておるんですけど、今、可搬式の何かうちが持っている、ほとんど小型、中型というのを持っていますけども、これは今どのぐらい持つのか、そして、この新たなもの

をこの新しい非常用発電設備等はどのぐらい持つのかだけちょっと、知識のために。

○加川総務課長

現在の可搬式発動機、25ページにありますけど19台備えておりますが、これは数時間程度というところでございます。

今度、44ページのほうにお示しをしております非常用発電設備につきましては、これはどれだけの電力を要するか等によっても、当然規模等も変わってきますが、こちらも25ページのほうに記載はしておりますけども、やっぱり外部からの供給なしで非常用電源を稼働するのに望ましいと、生命の維持が72時間というのが一つありますし、そういった意味で、72時間は最低でも持つようにと、当然、燃料を補充すればさらに持つようになるのではないかと思います、72時間というのは、一つそういう基準で今考えているところではございます。

以上でございます。

○森重委員

これは結局、今度、防災指令拠点の何階とか、屋上とか、その施設内に設置されるものですか、それとも外なのか、そのあたりをちょっと。長門市は屋上にありますね。

○加川総務課長

非常用発電設備であるとか、機械設備、電気設備もそうなんですけども、屋内のケース、屋外のケース、いずれもございますので、そのあたりはまた今から検討していくところでございます。

以上でございます。

○森重委員

では、もう1点ですけども、40ページ、施設の構造で、今回、あらゆるもので最高のものを設置されるということで、うちも庁舎がこういう状態ですし、市民の安心・安全ということからも、また、実際にそういう発災、災害に対応していく面からも、やはりきちんとしたものをつくっていただきたいという思いもありますが、これは近隣の周南市さんがもう新しい設備でかなりのものを御用意されていると思いますけども、近隣に比べたらどのぐらいのどういうものなのか、これは最高のものというふうに書いてあるので、今から時代は変わってどんどんいいものが出てくるんでありましようけど、そのあたりのちょっと御説明を。

○加川総務課長

近隣の周南市の状況については、すみません、情報を今掴んでおらないところでございますが、40ページの上から2行目にございますが、「官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性の目標」これにおいて、1類を目標とするということにされておりますから、これを参考に今現在は想定をしているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

ちょっと私どもは専門的なことはよくわかりませんが、今回、そういうふうな別に建物を建てるという場合には、やはり、中途半端といいますか、お金のこともありますけれども、より安全ないいものを設置していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

以上です。

○木村委員

先ほどから御説明があるように、新庁舎を建設することを断念した時点で、この防災指令拠点施設というのは早期に着工するべきだというふうな観点からお伺いしたいと思っています。

また、この現地の建て替えということについても、早急な対応ということはどういうことになるだろうと。ただ、その中で一つ市民の方に御不安、御懸念があるのが、この庁舎のとももと建っている場所、ここが湿地帯ではなかったかと。それで、ここの地質地盤は大丈夫かということを探ねられることがあるんです。

その辺の調査研究というのはどのようになっているか、お示しをいただければと思います。

○加川総務課長

今、候補地2カ所挙げておりますが、これについての地盤の調査というのは、これからになりますので、現時点では、すみません、今そこまでお示しできるような情報は持っておりません。

以上でございます。

○木村委員

ここに庁舎が建って50年以上、こういった形できちんと維持されていますので、地盤としては大丈夫だというふうには思っておりますが、その部分をしっかりと市民の方に御説明していただいて、また次の段階では、次の構想もあるでしょうから、その辺を安心安全の確保という面でお示しをしっかりといただきたいというふうに思っております。

以上です。

○中本委員

今回の防災指令拠点施設整備事業であります、9月の防災機能の整備方針の中間報告がありました。

この12月で最終報告を受けて、その一般質問の中で十分理解をいたしました。

この災害の指令の施設については、我々が災害を受けた地域のいろんな声を総括的にまとめますと、そういう指令室がないと今からどれだけの災害が起きるか、過去に5年

に1回はそういう災害に見舞われておりますので、ぜひ、防災拠点施設が必要だというような話をいろいろしております。したがって、財政的にも厳しい状況ではありますが、合併特例債も充当できるということでもありますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただくことを要望いたします。よろしく願いいたします。

○委員長

質問はありませんか。

○中本委員

はい、要望でよろしいです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

これから討議をするに当たっても関係するかとは思うので、確認をしておきます。

38ページ、5の2、施設の想定位置の図がございます。大ざっぱにはあるでしょうけど、大体1,500m²、2つの楕円が大きさが違うことはいいとして、大体それぐらいの大きさかなというところで書いてくださっているんだと理解しております。

実際に、1,200あるいは1,250というようなことが想定できる状況で、今、話し合うことになると思うんですけれども、この図の左下隅のところにスケールが入れてあります。縮尺で寸法を入れてくださっています。30mの長さです。これがほぼ合っているのか。これ、当てにしているものかどうか、まずお伺いします。

○加川総務課長

縮尺は、このとおりでございます。

○仲山委員

ということは、大体国道が約30mぐらいの幅がありということですね。それでいくと、30mのこの長さで正方形を描くと、900m²ということになると理解しているのかなと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○加川総務課長

そのとおりでございます。

○仲山委員

わかりました。それぐらいの大きさが900m²だと、この一辺の正方形を描いて900m²ということのを頭に置いて、この図を見たいと思います。ありがとうございました。

○森重委員

すいません、ちょっと財源のことでお聞きしてみたいんですけども。

今、46ページ、合併特例債と都市防災総合推進事業ということで2つが示されているんですけども、これは使い分けによって、都市防災総合推進事業、どういうものを使って、何か有利かというふうな、そういうふうなものがあるんだと思うんですけど、そのあたりをちょっと。合併特例債のほうは対象事業の95%の70%交付税措置というのはわかるんですが、これに使えないようなもので、この都市防災のほうが使えるとか、そういうものがあるんですか。ちょっと参考のために教えてください。

○加川総務課長

都市防災総合推進事業、国補助事業のほうにつきましては、対象事業として、表の交付対象というところで対象となりそうなところにアンダーラインを引いておりますので、こういったところは当然対象となる。それ以外のところは対象とならない部分もあるかと思いますが、その辺はまたこれから研究をしていきます。

合併特例債、それから都市防災総合推進事業、いずれも実施設計以降の整備費が対象になるというふうなことは現時点で確認はしております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。しっかり研究されて、なるべく経費かからないように、うまくやっていただきたいと思います。

以上です。

○西村委員

若干の質疑をさせていただきたいと思います。中間報告からかなり内容が変わっておりますので、確認の意味も込めましてお尋ねしたいと思います。

まず、38ページなんですけど、これ、前提として、災害のリスクというのが18ページに書いてございます。地震については建てるものによるんでしょうけども、洪水、高潮、津波、ここの部分についてはクリアですが、土砂災害については、ハザードマップの警戒区域、特別警戒区域に入っているという表現があります。確かに、建物を建てる敷地が想定されるところは直接警戒区域にはかかっておりませんが、1街区の敷地の中にこのようなものがあるというのは余り感心ができません。この件について、この土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に係る地域については解消する方法があるのか、お尋ねをいたします。

○加川総務課長

ございません。

以上でございます。

○西村委員

土木で別の案件で相談したときには、解消方法もハザードマップの中に紹介して実はございましたので、法枠をするとか、高さを削るとか、勾配を変えるとか、そういうこともありますので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

それから、この市役所の1街区の中には、これは白黒なので何という表現をしたらいいかわかりませんが、網かけというのか、グレーの色がついているというのか、ちょっと表現わかりませんが、網かけのない白地の敷地があります。これはどのようなものなんでしょうか。

○加川総務課長

網かけかかっていない枠の外にある白地のところは、民地でございます。
以上でございます。

○西村委員

概ねどれぐらいの広さがございますか。

○加川総務課長

すいません。そのあたりの数字は、現在、把握はしておりません。
以上でございます。

○西村委員

そしたら、広さはわからないということですが、駐車場の表記があったり、それから作業してくれる皆さんの小屋というか、家が建っていたりしますが、今どういう形でお借り受けになっているのか、借りていないのか、形態を教えてください。

○加川総務課長

ここの北側の位置でございますが、これは職員駐車場として、民地ではございますが、借用して使用しているところでございます。
以上でございます。

○西村委員

それは、市役所が全て借りているんですか。

○加川総務課長

一部、個人で借りているようなところもあるようでございますが、市役所でも、左側の大きなスペースのところと、飛び出ている網かけのちょっと北側のところ、Pと書いてあるところ以外は市で借りております。
以上でございます。

○西村委員

近年、地主にお願いをして、この土地を駐車場として一部譲っていただいたことがございましたが、それは記憶にございますか。

○森重副市長

一部、購入させていただきました。

それで、補足であります。今、委員さんから御指摘のあったとおり、Pのところは借りておりませんし、そのすぐ南側には住宅がありますので、ここはお借りをしておりませんが、それ以外のところについてはお借りしております。

ざっくりと申し上げますと、ただ今、委員さんからお話のありました、38ページの図面上のPのところから西側に、北西といいますか、そちらのほうまで行ったところで、約2,100m²と認識しております。

以上であります。

○西村委員

民地でもございますし、居住されているところではございますので、軽々にこの先の話をするにはできませんが、今は基本構想の段階ですが、これが基本計画のところに進みますれば、ぜひ、狭隘な市役所敷地でございますので、民地の方にも御相談をして、借り受ける、あるいは譲り受けるというようなことも視野に入れながら、この防災拠点を検討していただきたいと存じます。

それで、これはお答えいただけるかどうかわかりませんが、先ほど来から、防災拠点施設の建物のことについて言及されています。当局としては、複数階の建物も視野に入れて、今後、検討しようと思っておりますか。

○加川総務課長

今回の基本構想（案）の段階では、階層については、まだ何も決まっておりませんのでお示しはしておりませんが、平屋であるとか複数階であるとかは、いずれもこれから検討はしていくところでございます。

以上でございます。

○西村委員

それでは、ちょっと細かいところを聞きます。

42ページのマルチモニターというものがございます。科学の時代ですから、リアルタイムで司令室から災害現場が見られる、先行議員にもありましたけども、そのようなシステムをお考えになっていると思いますが、具体的には監視カメラとかあるいはドローンとか、それから職員が持ち歩いているスマホとか、そういうものからも映像が流れてくるというようなことを想定されておりますか。

○小田総務部長

今の防災危機管理課のほうでは、河川とか、一部のところの防災専用のリアルタイム

のカメラが4機ほどあります。

それで、こうしたものに加えましてどこまでかというのは、やはり本体以外のシステムとの絡みもありますので今後検討はしていかないとはいけませんが、例えば今申されたような、今時点でも職員からの携帯からも情報はそれをとってやっています。見ていますが、こちら側が受けてですね。ただ、それはシステム的に表示できるようにはなっておりません。そうしたものも含めて一番効率的あるいは効果的なものを、費用対効果を参酌しながら整理をしていくべきものだというふうに考えております。

○西村委員

了解しました。いろいろ検討していただきたいと思いますが、例えば防災無線スピーカーの柱なんかを御利用になって、有線あるいは無線で、あれバッテリーついてますから、市内の状況を監視できるように、または動画配信で市民の皆さんに危険をお知らせできるようなシステムをぜひ入れていただきたいと思います。

次に、43ページですが、先ほど、この43ページのところで、前回中間報告で御要望しました議員への情報提供の共有ということで御説明がありました。この点については、いい回答をいただきまして感謝を申し上げます。

それから、資料編に、豊川市の防災センター、釧路市の防災まちづくり拠点施設、それから西宮市、それから神戸市と事例を挙げておいていただいております。機能の説明がしてありまして、とってわかりやすいと。規模も、その町にそれぞれ見合うような規模が紹介してございましたが、参考までに、この4施設について、大体お幾らぐらいで導入されたのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○加川総務課長

釧路市、西宮市、神戸市につきましては、庁舎の中の一部でありますので、ちょっとこのあたりの詳細はわからないところでございますが、豊川市防災センターにつきましては、本市職員、夏に視察にも行きました。このセンターは、総事業費が7億円というふうに聞いております。

以上でございます。

○西村委員

御説明、ありがとうございます。防災機能強化基本構想（案）につきましては、以上で質問、結構でございます。ありがとうございました。

○委員長

委員の皆さん、質疑の途中ではありますが、これより光市防災機能強化基本構想（案）について、委員間で討議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○委員長

異議なしとのことですので、これより、光市防災機能強化基本構想（案）に係る委員間での討議を実施致します。討議の時間については、最長でも30分としたいと思います。

最初に、各委員の皆さんのお考えをお伺いしたいと思います。それぞれ端的にお話しただけだと思います。なお、会場はこのままで、オンレコの状態で行います。討議の間は、執行部への質問はできません。

それでは、木村委員からお願いします。

○木村委員

私は、防災指令拠点の機能強化というのは必要だというふうに思っております。

そうした中で、平成30年の7月豪雨災害を受けまして、やはり今、災害は50年、100年に1度でなく毎年やってくるという中で、やはりこういったものの備えは必要だろうと思っています。先ほど、別の委員からもありましたように、一刻も早くやはり整備する必要があるだろうと。

そうした中で、何のためにこれを設けるかというところで、市民の安心安全を守るための防災指令拠点であるということ、これがやっぱり目的だということを忘れてはならないというふうな立ち位置で考えていきたいというふうに思います。

そうした中で、庁舎等の問題もありますが、一番問題点になっているのが、さまざまな災害のときに放送が聞こえづらい、こういったものを含めたところで、防災指令拠点施設というものがどのように機能していくのかをしっかりとまた議論していきたいというふうに考えています。

○森重委員

今、さまざま、この案について質問もさせていただきました。

光市の場合、本庁舎がもう耐震性がないということで一番大きな課題であったわけがありますけども、今思えば、やはり過去何年間にわたってもう少し早く議論がされるべきではなかったかなということ、最近いろいろ視察等で本庁舎等を見て回りましたら、ああ、もっと光はこのことを、議会ももっとこういうことを議論、テーブルに乗せんにゃいけないんじゃないかなというふうなこと、反省しきりなんですけど、それは仕方がないものですから、今のこの時点でできることをしっかりしていく。

そういう意味では、合併特例債の期限も迫っておりますので、この活用をしっかりとできないと、やっぱり大きなことは今後はもうできないというふうに思っております、財源的には。ですから、この活用をしっかりと、将来にわたって、将来の光市民もおりますので、しっかりしたものをやっぱり、今の時点でできることをしっかりとしていくということを肝に銘じて、スピード感を持って。こういう時代になりましたので、やはり災害というのは、集中豪雨も、温暖化によるいろんな災害がもう想定外で起こってまいりますので、これはいち早くきちっとしていくべきだというふうに、私は個人的には思っております。

それと、今、さまざまな御意見等がありまして、合併特例債ともう一つ、都市防災総

合推進事業というのもございましたけども、さっき、これは余り先走ってはいけませんけども、用地の購入云々もありましたが、ここでは用地費が3分の1補助がつくというようなことが対象になるのかならないのかわかりませんが、あらゆるそういう情報を駆使しながら、しっかりしたものを築いていくということが大事というふうに思っております。

あと、内容的なものはちょっと専門的なことも関わってきますので、今後しっかり一つ一つ協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○西村委員

もともとこの基本構想につきましては、光市議会としても、本庁舎の防災機能強化に係る基本構想策定の予算について全会一致で議決をしたところでございます。

皆様の質疑の中にも、市民の命と安全安心を守るために一刻も早くという思いは私も同じでございます。

次に議案審査をいたしますが、基本計画案を議会に一刻も早くお示しいただくということで、スピード感を持ってこの件に取り組みたいと思っております。

以上です。

○田邊委員

基本構想、これに当たっては、現代は災害の時代と、国や地方自治体がなすべきことは単純明快であるんです。憲法に則って、第13条で幸福追求権、第25条の生存権、第29条の財産権、これを保障するための、ここで光市の業務継続計画BCPにはリンクしております。ここが大事であって、この基本構想については、今の災害の時代に、自助では対応できることは、到底できないというのがあるんです。それが、公助の力を引き出すために、これは本当に早急に災害拠点のこの整備をやっていかないといけないということで、私は一つ気になったところが、スケジュールがちょっと長いところ、そこだけがちょっと早目にしてもらいたいということで、今後とも、いろんな知識を取り入れて、全国で優れた施設としてお願いしたいということで、以上です。

○仲山委員

先ほど質問させていただいた中で、今抱えている課題の多くがこの拠点をつくることで解決あるいは大きく改善されるということは理解できました。

今、本庁舎自体を建て替えることを断念というか、凍結した中、今、いち早くやらなければならないことを今しようとしているんだというふうに理解をしております。

ただ、その中でなんですけれども、先ほど、他の委員からも出ましたが、敷地の範囲の、つまり敷地の確保の仕方、その警戒区域等の解除も含めて敷地の利用ということを考えて進めるべきだということ。それと、絡んできますけど、配置を考えなければなりません、その配置の際には、これはもう一旦断念はしていますけれども、本庁舎、先ほどもお伺いしましたけど、本庁舎が被災しているときには、防災施設は機能します

が、ここで執務ができない場合には他の施設に行かなければならないという状況は変わらないわけですから、これもあわせて、本庁舎がいずれこの敷地あるいは隣接して整備される、もしくはほかに移るというケースもあるかもしれませんが、整備されることを前提に考えるならば、配置はやっぱり本庁舎との関係を考えていかなければならないといったようなことを、今の時点では指摘しておきたいと思います。

財源等に関しましては、それなりの工夫をしていらっしゃることもちゃんと了解しました。

全体としては、とにかくやるなら早くということを私は考えます。

○林委員

私は、この施設がとても必要だと、重要だと思っておりますし、もちろん皆さんと一緒に議論をしてまいりましたけれど、皆さんも御承知のように、昨年、本市におきましても大きな被害が、災害が起きました。やはり災害はいつ起こるかわからない、気候変動の温暖化が進んでいる中で、やはり防災拠点施設はひとときも早くつくるべきであって、市民の安心安全を守るためにも必要だと思っております。

スピード感をとということで、今、基本構想から基本計画、基本設計、実施設計というので、令和5年までにということでありますけれど、いつときも早くこれに着手していただいて、市民の安心安全、そしてまたいろんな機能の中に、先ほどから御説明いただいた中で私にも重要な点がたくさんありました。地盤調査もこれからしていくということでありましたので、いつときも早くこれを前に向けて取り組んでいただきたいということを思っております。

財源確保もしっかりとということで先ほどから御説明いただきましたので安心をいたしておりますので、どうぞ、私自身はスピード感を持ってこの施設をつくっていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。

○中本委員

災害防災センターから災害指令拠点整備ということになりました。島田川沿線の災害リスクの多い地域、前回の豪雨災害で相当の被害を受けた周防、立野、上島田、三井あるいは中島田、浅江地域にも、大変な災害が起り得ると。

過去5年間あるいは10年間さかのぼっていろんな検討をし、そこに、ここの災害の想定が起きておりますが、5年に1回は我々の地域は道路が災害で通れない、あるいは田んぼが全部、湖のようになって、駅には電車は通らないと、そんな状況でありました。この資料の中で、災害が起きたのは三井地区だというふうな、写真入りで載っておりますが、その地域以外の災害が非常に大きかったということをもうちょっと認識していただきたい。

要は、この指令センターができなければならないのは、市民に対して早く初動の情報を提供する、これが大事な一番いい拠点施設だというふうに思っております。我々は、今、三井地区あるいは周防地区、上島田四丁目で県の避難優先モデル事業をやっておりますので、その中でも、前回の災害ではいろんな初動の情報を流していただきましたが、

より早く、より正確に市民が安心安全であるような情報提供は絶対求められております。これは、災害を受けた私たちが感じておりますので、ぜひこの災害指令拠点施設は重要だというふうに思っております。

この指令拠点施設が整備できないときにはどうということが想定されるのか、これをやっぱり市民にしっかり。そして、この指令拠点施設が整備されたらどんなメリットが市民にあるんだということを、我々も情報発信せにゃいけん。行政もその情報発信にしっかり努めていただきまして、この防災指令拠点施設整備について、市民にもしっかり情報提供していただきたいというふうに私は思っております。

ちょっと長くなりましたが、そういう状況でありますので、私の意見としておきます。

○岸本委員

私、拠点施設に対しまして、反対しているのでは全くございません。勘違いされないようにお願いしたいんですけど。

ただ、本庁舎の中に建てるのが一番ベターというか。維持費もかからない。職員のマイデスク、マイパソコンもあるし、いろいろな仕事もできやすいでしょう。先ほど、周南市の話、長門市の新しい市役所についてもお話ししましたように、また、きょうの資料の中の4つの施設が出ておりますけど、その4つのうち、豊川市はそれ専属の防災施設ですけど、ほかの3施設は全部庁舎の中に組み込まれております。いずれこの本庁舎は、耐震性に欠けますので建て替えなきゃいけない。そのときに建てるのが一番よろしいんじゃないかと思うんです。これは絶対、拠点施設は必要だと思います。ですから、今、本庁舎が今年の豪雨で凍結になりました。それを早く解除していくことが一番、今、大切じゃないかと思うんです。そうすれば、無駄な財源も使わなくて済むんじゃないかと私は思います。

それと、前回の中間報告の委員会におきまして、私、本庁舎敷地に隣接する私有地を購入したらどうかという質問をさせていただきました。その回答が、そういう考えは全くございませんという回答だったと思いますので、そこのところは、またこれから、もし執行部の方との質疑があるときに質問させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長

ただいま、委員の皆さまから本基本構想（案）に対するお考えを伺いました。

○仲山委員

委員長ご自身もお考えがあるかと思えます。ご披瀝いただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長

ただいま、仲山委員より、本基本構想（案）に対する私の考えを開示してはどうかとの提案がありました。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○委員長

それでは、ここで私の考えをお話しさせていただくため、委員長を交代します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

それでは、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、今回の防災機能強化基本構想（案）、9月議会における防災センターですが、いろいろな疑問を持ちながら、ちょっと委員会の運営をしております。ぜひ、この委員会で、この疑問が解消できるよう、十分な質疑を委員の皆様にお願ひできればと思っております。

やはり議会の審議として、昨年災害で本庁舎凍結されたこと。凍結されたこと自体は補正予算などで確認しておりますが、やっぱりきちっとした決算審査が終わって、9月議会の決算審査が終わってから、私は新しい計画の説明を受けるというPDCAのサイクルが必要ではないかなと思っておりましたが、9月議会の段階で同時並行的に出てきたと。その理由については、時期、そして合併特例債の使用期限であるというふうに9月の審議で考えたわけです。

その際に、ほかの財源はどうかということもありましたし、本委員会でも議論があったわけですが、いただいた資料を見ますと、確かにほかの財源の選択肢の名前は出ておりますが、合併特例債を使わないで建てる場合はどういう財源構成、そしてその使用期間がいつになるのかという、同一基準における比較検討がこの資料ではまだされていないと。それは、ぜひこの場で、質疑で、合併特例債を使わない場合の事業費やスケジュールについては明らかにしていただきたいというふうに考えております。

また、場所や構造につきまして、委員の皆様からも幾つか提案がありました。9月議会でも、そういう意見もありました。今回の基本構想（案）には、まことに残念ながら、本計画以外の選択肢の比較検討資料がございません。この委員会で出た意見でありますと、本庁舎建て替えまで待って、そこにセンターをつくってはどうかとか、あるいは公共施設に一時的にそういう防災機能を間借りしてはどうかという意見も出まして、これも私は基本計画に入る前にきちんと議論する。できれば、執行部の皆さんに、そういう資料をつくって比較検討をした上でこの案なんだというふうな筋道を立てていただいたかったですけれども、資料として出てきておりませんので、質疑において、そこは本計画の他計画における優位性というのは、きちんと確認していただきたいと思っております。

光市においても、過去の計画でいろんな計画を承認したり実施してきましたが、できた段階において、いろいろな問題点とかが見つかったというのは他部局の事例でもあるわけです。私ども議会は、ここを審議して採決すると、その計画段階において、きちっとした中身を議論、そしてこれで大丈夫だという心証が持てるまでの議論というのが必

要だと思しますので、きょうの委員会でそういった徹底的な議論、そして心証が得られることを期待いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○西村委員

今、笹井委員長の意見の開陳を聞きましたが、トータル的にはこの基本構想には賛同できないというふうに理解したらいいのか、比較検討ができない限り賛同はできないのか、その辺ははっきり言っていただきたいんですが。

○笹井委員

これから、また質疑に戻ります。その質疑の中で、今の私の疑問がどなたかの質問で解消できれば賛同できると思いますし、今後の質疑に期待したいと思います。

○西村委員

そんな他人任せな、人任せな、人に責任をぬすくるような発言じゃあ、私はいけないと思います。今の段階でどうなのかというのを、皆さんには聞いたんですから、あなたもちゃんと答えるべきです。答えられないんなら答えられない、賛成なら賛成。私たちは、賛成と申し上げたんです。この辺はどうですか。

○笹井委員

私は疑問点を申し上げさせていただきましたので、その疑問点が今からの質疑で解消されるか、解消されないか、これは今からの質疑に期待したいと思いますし、現時点においては賛否については答えられないということになります。

○西村委員

わかりました。結構です。今は賛成でもない、反対でもないということですね。了解です。

○岸本副委員長（委員長）

ここで、再度、委員長を交代します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

同じく、仲山委員に尋ねたいと思いますが、やるならば早く、本庁との関係がつまびらかにならないのならどうなのかという考えを、今時点でこの基本構想については反対なのか、賛成なのか、お尋ねをしたいと思います。

○仲山委員

先ほど申し上げましたように、今の時点の選択として、この施設を整備することに賛

成であります。それがもとであります。「ただし」をつけたいというところあります。

これは皆さんにも御意見を伺いたいところではあるんですけども、やはり本庁舎が機能しなければ、防災対応というのは十分にできるものではないと私は考えております。その点において、やはり本庁舎の整備というのは、これは引き続きしっかりとそれに向かってやっていくべきことではないかと。できれば一日でも早くそちらのほうも整備できればいいんですけど、財源等のことを考え合わせると今すぐにはできないということでこういう事情になっていますので、それに向けて、前、お話がありました基金を積み立てるであるとか、市民のほうとの協議を進めていき、本庁舎もつくっていくんだよという方向はやはり欲しいなと考えております。

○西村委員

ちょっと理解に苦しむんですが、執行部の説明にもありましたように、現実的には合併特例債を使う以上は本庁舎を今取りかかることはできないというような見解でした。災害の種類によっては、地震だけじゃなくて風水害もあるので、風水害は、言ったら何ですが、耐震とは関係がありませんので、その辺はどういうふうに理解したらいいんですか。地震の耐震を求めるために、庁舎の建設できないということで私はこの基本構想は理解ができましたので、例えば地震が万が一来て本庁機能が失われても、いわゆるほかの、あいぱ一くなどで補完ができるという説明である程度の納得したんですが、そうすると、条件をつけずに、一刻も早くこの災害指令拠点施設整備にかかるという選択肢以外にはほかにないと思うんですけど、あえて本庁舎をとというのは、現実不可能なことを条件につけるとするのは私には理解できないんですが、その辺はいかがですか。

○仲山委員

申しわけありません。表現が、もし条件をつけてと聞こえたんだとすれば、それは撤回させていただきます。条件をつけるというよりは、合わせて考えておかなければならないことだということを示しておきたいという意味だと理解いただければと思います。

○西村委員

わかりました。

もう一点。

岸本委員さんにお尋ねしますが、反対ではないんだというような条件をつけて、中身は何かというと、本庁舎の中がベストなのでと。

先だって、長門市の本庁舎見ましたけども、長門市の本庁舎の指令センターは、中すっからかんで、何も置いてなかったわけですよ。万が一のことが起きたときに、万が一のことが起きて、すっからかんの部屋で対応できるんですかね。私は、きちんとした防災機能、指令センターとしての機能が整ったものを、二重投資にはなるかもしれませんが、きちんと今整えておくという市長の考えですよ。これ、読みますけども、災害が起こったときに、市民の皆様の生命、財産を守るために迅速な復旧と復興を遂げることができる光市を構築すべく、早期完成に向けて、全庁挙げて取り組んでいくという、

この決意に示されているとおり、できない条件をつけて、賛成なのか反対なのかわからないという立場をとるといえるのは理解ができません。ですから、もうはっきりと賛成なのか反対なのか。できる条件ならお伺いしますけども、できない条件を言って、私は、頭には賛成とつけて中身は反対みたいなことはちょっと理解ができませんが、理解できるように御説明をお願いします。

○岸本委員

まず、御一緒に長門市役所の視察に参りましたが、その司令室には何もなかったです。防災行政無線の放送設備はありましたし、その向かい側に、各家庭に防災行政無線と同じ内容を流せる機具が置いてあったと思います。

私は6畳ぐらいの部屋に一間半、一間半のほうにそれぞれ機械が置いてあったと思います。それがあと、このメンバーが視察に行っておりますので、確認していただければわかると思います。

それと、私の意見は、この基本構想（案）は反対ということになりますですね。私は拠点施設を新しい本庁舎内に入れ込むのが一番いいんじゃないかと。

○木村委員

今、ここで議員間討議ですから参加させてもらいたいと思うんですが、今、庁舎を建設することを凍結させたわけですよ。一刻も早くということで、この防災指令拠点施設の話になっているというふうに私は思っています。

そうした中で、岸本委員が言われる庁舎の中にあることは理想です。私もそれがいいと思います。でも、今の現時点ではそれが不可能であるから、どういうふうにしたらいかなというような知恵を出し合っているんじゃないかなというふうに私は感じております。

だから、その部分について、現実論で、目的というものを外さないように議論していかないと、この問題は我々議会も中途半端に、無責任に議論する必要は私はないような気がします、いかがでしょうか。

○岸本委員

本庁舎ができるまで違う公共の施設に、それに、仮にできるまでに移したらいいんじゃないかと私は思っております。

○木村委員

緊急の場合は、確かにあいぱ一く等、今、消防施設がそういったものになるとは言われてますけれど、間借りであり、もう本当、緊急事態の会議ぐらいのものでしかないと思います。今ここに示されているものは、設備等も含めて、電源のバックアップや、今、そういったものも含めたところでどういうふうに考えるかということ、今示されている。そういうことを、やはりしっかりと本部機能というのは必要になってくるというのは、多分、ここにおられる委員さん皆さん、御承知だと思っております。

私は、一番災害のときに必要なのは、やっぱり電気のインフラと水道のインフラ、水と電気がなければ、やっぱり生活ができないというのは、さまざまな今、災害状況を見て感じております。それを本部機能として、やっぱり、しっかりと集中して、それをコントロールすることがなければ、やはり、災害に対応できていかないんじゃないか、そんな思いが強くしています。

○田邊委員

私が一番思うのは、防災についてなんです。直近で、千葉のほうで、10月25日に起こった台風19号による被害なんです。ちょっと離れているんでね、それはわからないんですけど、これは内閣府が毎日か、更新してます。だから、これはもう12月15日現在の更新で、いわゆる住宅被害が3,199棟、死者が、人的被害でも21名とか、そういった災害が、もう確実に来るわけなんです。今、そういったのを踏まえた上で市が出してきたという考え方、できるだけ災害を防ごうという考え方について、やっぱりどうかというところは真摯に考えないけん。

やっぱりこれは、生存権とか財産権とか、そういった問題なんで、やはりそれは、もうこの期間を前倒しにして、早うにやってもらわんといいけんというところなんです。と私は思います。そもそもが。

○中本委員

光地区の災害の状況がどういう状況であったか。前回の450mm、21年度の災害、17年、過去にたくさんありました。そのときの災害は島田川の沿線の災害リスク、その地域が、田や畑が全部水没、前回のところは大変な状況になった。我々の部落38件のうち、20件以上が床上浸水になった。非常に大変な状況になったのね。そういう状況を、自らやっぱり現地見て、どんな状況だったのかということは、執行部の方も含めて、やっぱり忘れちゃいけないと思うんです。私は絶対忘れない。身近なところでそんだけ起きるんだから、防災指定拠点施設をつくって、早く市民に情報提供する、これが今、最優先だと私は思っております。

庁舎の問題もありますが、庁舎は当然、今の防災指定拠点施設ができたときに、専門家の方が新庁舎との複合的なことに、これは当然考えていかれるというふうに思っております。ちょっと岸本さん、災害の現状をしっかりと見ておられますか。

○岸本委員

まず最初に、木村委員の質問で、非常用発電装置というのは、福島原発のときにありましたように、車にそういう発電装置というのは積めるし、屋外でも、室内に発電装置を設置する必要はないんですよ。屋外でも発電装置というのを設置できますから、電源の心配というのは、もし災害で電気がストップしても、幾らでも補填はできると思いますし、また今、消防本部には、2基の自動用発電装置があるみたいです。1台で、ワンフロアの電源は72時間以上確保できると聞いておりますし、また、水のほうも、金山のタンクがありますよね。あそこから直結で水道管が来ておりますので、上から下へ流れ

るから、消防本部は水がなくなるということは、飲料水がなくなるということはないそうですので、それはどうにかすれば、私は可能だと思います。

田邊委員のスピード感を持っていなければ、市民の安心安全が確保できないと言われてきましたが、どう言うか、設置しないと言うんじゃない。違う施設に仮に設置して、そしたら、建物をつくらなくて済むんですから。それから、本庁舎が何年後にできたときに、そこに移せばいいんですから、二重投資にならない。いくらでも、その仮の施設にスピード感を持って設置すればそれでOKなんですから、大丈夫だと思います。

それと、先ほどの中本委員の質問ですけど、私はすぐ、災害がありました朝、車でずっと回りました。しかし、行き止まりのところが数カ所ありましたから、そこは見て歩いておりませんが、災害が確認できる場所は目視させていただきました。

以上です。

○木村委員

実は、非常用電源とかというのは、やっぱり、さっき執行部からのお答えはあったんですが、72時間で本当に、今、大丈夫だろうか、そんな思いも私は実はしています。

この中で説明もあったんですが、一定期間、一定時間というものが、非常用発電設備を一定期間、無停電装置は一定の時間、この一定の時間というものが、先ほどおっしゃったような72時間ということ想定していらっしゃるというふうには思っておりますが、私は、今の災害はもっと長引くんじゃないか、長期化するんじゃないかという危惧があります。そういったところに対応できるような、やはり、そういったものが、機能強化の指令拠点が欲しいなというふうには、この説明を聞いて感じたところでもあります。

最初から言うておりますように、非常用で発電設備を備えた施設とすることで、停電時においても、確実な情報発信が可能となると。結局、情報発信というものが指令拠点から発せられることによって、市民の安心安全というものも守られていく、そういったことが第一義的にあるんだらうと。今の庁舎においては、こういったものが脆弱だということ、やはり、今、私が一番大きく危惧するところです。

特に、7月豪雨災害におきましては防災無線、行政無線が本当に機能しなかったというのは、これ市民の本当に偽らざる声でもあった。そういったところをどういうふう、これから大きくバックアップしていくかということも含めたところで、指令拠点の役割は大きくなっていくのかな、そういうふうには思っています。

○林委員

今、情報発信が重要であるというのを木村委員からおっしゃっていただいたわけですが、中本委員も光地域、もちろん自分の地域でも災害が起きて大変な状況というのを私も痛感しているわけですが、私ども、大和に住んで、私の地域でも山が崩れて県道が通れない状況。光に出ようと思っても、今の総合体育館のところも崩れて、田布施に行くにも、道路の半分だけ、少しだけ軽が通れたぐらいで、田布施の方に行くのにも、山崩れがあったり、そういう状況の中で、やはり、情報の発信というんでしょうか、私ども地域の者はパニック状態で、皆さんが公民館に行きたくても行け

ない状況。

たまたま、うちのほうに皆さんが来ていただいたんですが、それがいい悪いじゃないんですけど、どうすればいいか。本当にパニック状態であるので、そういうときに、災害時の状況は、情報発信をしていただいたりとかすることがとても重要であって、外の、今、携帯で情報発信も情報を受け取ることもできますので、いち早く、この拠点施設ができて、そういうことをスピード感を持ってというのは、私ども、先ほども申しましたけれど、そういう地域で大変な状況を3日間味わったものですから、やはり、施設の重要性というのを痛感したわけでございます。先ほどから皆さんがおっしゃっているいろんな所感はよくわかるんですけど、思いもわかりますけれど、何が本当に重要か、市民の命がとても大切ということを痛感していただきながら、スピード感を持って、この施設の整備をしていっていただきたいなという地域の声であります。

○田邊委員

先ほどね、非常用発電機のことを、岸本委員言われましたけど、設置型があくまであって、その設置型が壊れた場合は簡易型でやるというような形で対応せんといけないということが前提なんで、設置型を据えて、もしものときには、その簡易的なものを車で持ってくる。だから、簡易的なもので済ますという考え方ではないという考え方ではないということだけは押さえてもらいたいなと。

だから、簡易的に車で移動できる、エンジンがついた発電機なりそんなものじゃなくて、この計画の中には、設置型で容量の大きいものを置いて、その容量の大きいもので足りない場合は、また、簡易的にそういった発電機を持ってくるというような方向でいくという考えが前提になると私は思うんですけど。

○仲山委員

木村委員のほうからの話で、電気と水道という話がありました。確かに、水がとても大事なんですね。それで、よその視察に行った羽島市がそうだったかと思います。水源のことについて、やはり、結構重要そうな話し方だったと思うんですね。どの段階で盛り込まれるかはあれとして、やはり、水源については盛り込んでおくべき内容かなという気は私はするんですけど、皆さんどうでしょうかね。

○木村委員

私、生活インフラで電気と水が大事だと言ったんですが、実は、この拠点施設で水は直接は関係ないんですよ。ただ、1つの事例として、生活インフラの中では電気と水は必要だよなと。電気がなかったら水も流れないですし、ポンプがなければだめですからね。そういった部分で、そういった生活インフラの中で、これとこれが大事だと、重要だということで1点押さえただけで、この施設に直接云々というわけではないです。

○仲山委員

視察のことを踏まえてだったのかなと思ったんですけども、私は多分、あれだけ力

説していたということは、水というのは多分困るもんなんだと思いますので、どの段階かわかりませんが、ここに盛り込んでいただきたいなということを感じております。

○中本委員

災害の現場を直後に見て回るということは大事だと思います。その後の復興に向けてね、数カ月かかって大変な苦勞をして、その災害を受けた方々の意見をくみ上げ、それをやっぱり、こういう形であらわさないで、「いや、見た見た見た」では、私は余り歓迎しない。

かなりの床上浸水、全壊、あるいは車が何十台、うちの部落でも25台ぐらい車が水没している。そんな状況を見たときに、市民がより早くその情報を、先ほど言いましたように、情報の初動伝達を早くするというのが一番大事。そうすることによって、市民は安心安全ですぐ避難できる、行動ができるということの、これは施設なんですね。

だから私は、そういうことを声にししながら、このことの出た案が、素案が、急いでやらなきゃいけない、ということ常々強く感じたということでもありますので、ぜひスピード感を持ってやるということでもよろしくお願いいたします。

○西村委員

大体、この光市防災機能基本構想（案）について、皆さんの意見がわかりました。反対者が1名、賛成者が7名、意見の開示ができない方が1名ということで、わかりましたので、どのように取りまとめるかは見当が付きませんが、その結果だけはわかったということで、もうそろそろ自由討論はこれで終結したらよろしいかと思っております。

○笹井委員長

それではここで、光市防災機能基本構想（案）に係る議員間討議を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

防災指令拠点のほうで、初動対応から始まるんでしょうけども、相当な人数が、やはりそこで対処をされると思います。

先ほどの議員間討議の中でも出てきたことではあるんですけども、水の問題、あるいは汚水処理であるとか、やはり、そのあたりも重要なことというふうには私は考えるんですけども、そのあたりのこと。この計画、この基本構想の時点では特に述べられてはいたんですけども、今後の計画が進む中で考えていくべきことではないかと思うんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

○加川総務課長

この基本構想の整備方針の35ページになりますが、こちらのほうに、排水であるとか水備蓄という項目を立てておりますが、こういった中に、排水設備のことであるとか浄

水のことであるとか、このあたりも検討することが必要でありますということで、今後整理をしていくところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

失礼いたしました。第5章以降のほうにばかり目を向けていて申しわけありません。確かに、こちらに書いてございます。ぜひともそれは充実させてください。

あと、電源のことなんですけれども、先ほどもお話があっておりましたが、この時間について一定時間、一定期間対応可能ということを目指しているということなんですけれども、72時間という数字が人命にかかわる部分でよく示される数字ではあるんですけれども、実際には、それで事足りるわけではないと思うんですけれども、想定としては、どれぐらいの時間を持たせるというふうを考えるかというあたりで、考えてらっしゃることをお伺いします。

○加川総務課長

できるだけ長期にわたってというのが理想でありますけれども、やはり、そうなると、今度規模が大きくなって、事業費もたくさんかかってくるころもございまして、そのあたりは、また費用対効果等も踏まえながら、最低、今72時間というのはありますが、これに燃料を補給する等によって、さらに伸びるということもありますので、その辺、また今後検討してまいります。

○小田総務部長

電源の関係ですけど、先ほども質問がありました。まず、44ページであります。非常用発電設備については、ただいま申し上げましたように、基本となる基準が72時間以上ということで、それで今、課長がもう申し上げておりますように、これは、何を燃料にするかにもよりますけど、これは補給をすれば伸びてくるというふうに御理解をいただきたいと思っておりますし、当然であります。この燃料を確保する手段も、これとあわせて配備をしたいというふうに考えております。

また、無停電電源装置につきましては、これは初動時点で、一番根幹となるシステムが、一時期でも途切れると、いろんな災害対応の発信等が困難になりますので、これはもう、必要最低限の条件になるというふうに認識をしておりますので、これの時間については、電源が切れたときに速やかに、無停電ですので、電源が切れても、この設備があれば、外は切れていても、発電機が動かなくても大丈夫ということで、御理解いただければと思います。

○仲山委員

了解いたしました。

それと、ちょっと財源のほうのことで、合併特例債と、あと都市防災総合推進事業のほうですか、国庫補助等の財源のことについてなんですけど、合併特例債以外の財源に

については、期限とかいうのはどのようになっているか、お伺いしてもいいですか。

○加川総務課長

庁舎の耐震化の研究をする中で、いろいろまた、財源あたりも調査をしておったんですけども、そのときに、公共施設等適正管理推進事業の市町村役場機能緊急保全事業というのがございましたが、これは令和2年度までというように、幾つかの事業がある中で、期限が来るものもございますので、現状では、この合併特例債というところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。ありがとうございました。

○岸本委員

それでは、6点ほど御質問させていただきたいと思います。

まず、2001年芸予地震が発生いたしまして、光市において震度5弱の揺れがありまして、特に、平生町のほうでは、墓石が倒れたとか動いたとかというような話も聞きました。そして、昨年7月の本市の豪雨災害、それにおきまして、この本庁舎で何か被害が出たことがありましたでしょうか。もしありましたら、教えていただけませんか。業務に差し支えになったこと。

○森重副市長

まず、2001年の芸予地震については、私から少しお答えをさせていただきます。

この委員会室の右手のこのひさしの部分が一部崩落をしました。地震は、土曜日の午後でありましたが、ちょうど私もこの庁舎におりました。相当の揺れがあつて、すぐに庁舎の管理を、建設部の建築士とともに見回った記憶がございましたので、このひさしから一部、コンクリート片が落ちたということはございましたので、御報告いたします。

また、昨年の豪雨災害でございますが、先ほど来から、委員から御説明があつたとおり、市内においては、島田川を中心にした大きな浸水被害があつたところでございます。庁舎そのものには、特別な大きな影響が発生したわけではございません。

以上でございます。

○岸本委員

昨年7月豪雨災害の前に、本庁舎建て替えの基本構想というのができる予定でしたが、7月豪雨のために凍結されました。私は、本庁舎建て替えの基本構想(案)の中に、やはり、この災害拠点設備という項目が入っていたんじゃないかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○森重副市長

昨年の6月定例会におきまして、本庁舎にかかわります基本構想の予算を御議決をいただいて、その後に、この構想案の策定に入るといふことをごさいますので、構想の中には当然、そういった機能といふことも検討をしていくといふ前提はあったとは思いますが、構想を策定をしていないわけですから、そのあたりについては、お答えはできません。

以上です。

○岸本委員

わかりました。先ほど来から、私は本庁舎建て替えまでに消防本部、それから福祉センターあいぱーくに仮設置したらどうかといふお話をしておりましたけど、虹ヶ丘に、ソフトパークに光テクノキャンパス研修センターといふのがございますですね。横にはテニスコートが2面あって、体育館があって、食堂とかがあつたりする施設、これをちょっと仮に、拠点として利用したらいいんじゃないかと思ひますんですけどね、これはいかがですかね。

○森重副市長

委員からの御提案といふことで対応させていただきます。あくまで、この施設は本庁舎の補完をする施設として本庁舎敷地内に建設をしていくといふ基本方針のもとに、この基本構想を策定をしているわけでありますので、現時点では、そのような考えはございません。

○岸本委員

それと、前回の委員会におきまして、私、今の本庁舎の敷地が狭いから、隣接する私有地を求められたらどうですかといふ御質問させていただきましたら、そのときの回答が、そういう考えはございませんといふ回答をいただきましたんですけど、それは間違ひなかつたでしょうか。確認の質問なんですけど。

○加川総務課長

前回の9月の委員会のときに、そのような質問はあったと思ひますが、私のほうが明確に、そのような答えをしたかどうかといふのはちょっと今、定かではないんですが、やはり、いつ発生するかわからない災害に備えて、やっぱり防災指定拠点施設といふのを早急に整備する必要がありますので、時間的なリスクがある民地の購入については想定はしていないといふところをごさいます。

以上でございます。

○林委員

38ページの施設の想定位置、整備可能な用地といふところがございますけど、そのところに、庁舎南側と北側の2箇所が候補に上がっておりますけれど、1つ目の南側の

用地、庁舎と国道の間の庁舎前緑地、これは都市公園の専用ということになっておりますけれど、そういうところをお使いになること自体ができるのかどうか、ちょっと1点だけ。

○加川総務課長

委員、今御指摘いただいたとおり、南側のところは都市公園区域内でございますが、代替地、都市計画の変更が要りますが、これを確保すれば可能というところでございます。

以上でございます。

○林委員

わかりました。しかしながら、庁舎の景観も必要でありますし、国道で何か起きたときにこちらのほうに、例えば、昨日もちょっと、あれは民地に入っちゃったんですけど、事故が起きるととても危ない土地であるやに思います。北側のあの用地についてはとても、拠点施設とこれからつくっていくには、1つのいい土地ではないかなと思っておりますので、庁舎前緑地の都市公園のほうは、やはり残すべきではないかなと思っておりますけれど、いかがでございましょうか。

○加川総務課長

現時点では、この2カ所をお示しをしておるところでございますが、先ほど、都市公園でありますとか、さまざまなことはこれからの検討になりますので、そのあたりを踏まえて、総合的に判断をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

これだけ立派な基本構想（案）ができ上がっているんですけど、災害のときの対応をする要員というところ、外部対応要員、これについては、市の職員には技術系の職員、いわゆる専門系の職員がおられるんですけど、全国各地の災害時には、専門的な技術系の職員が、やはり対応するのが望ましいというところがありますので、そういったところも、どこかで盛り込んでもらいたいと、そういった計画の中に、それをお願いしたいというところで、意見だけなんでよろしく申し上げます。

以上です。

○西村委員

先ほどの自由討論の中で、意見の開示が笹井委員長からありませんでした。内容は、質疑を聞いて納得すれば意見を申し上げるということでしたので、ここで、正副委員長を交代して、納得のいくまで質疑をしていただきたいと思いますと存じますが、いかがでしょうか。

○笹井委員長

お諮りいたします。ただいま、委員長の残した質問等について、委員長、副委員長交代して、委員長から執行部に尋ねたらどうか、というご提案がありました。そのように委員長、副委員長交代してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○笹井委員長

それでは、暫時休憩して、委員長、副委員長交代します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

それでは、お尋ねいたします。

まず、財源についてお尋ねいたします。他の議員ともちよつと重複いたしますが、お尋ねしたいところですが、合併特例債を今回財源としてこの計画が出てきておりますが、合併特例債を使わない場合の事業計画、それから財源の見積もりなどはつくっておられますでしょうか。合併特例債を使わない選択というのはないのでしょうか。

○森重副市長

現時点では考えておりません。

以上です。

○笹井委員

私どもも他の市などを見まして、視察先で言いますと岐阜羽島市などは、庁舎を建て替えるための補助金を使って実施していると。あそこは合併しておりませんので合併特例債をそもそも使えないんですが、そういう制度が国としてはあると思うんですが、それは、調査をされた上でないということなんでしょうか。それとも、調査も全くされていない。その辺のちよつと状況を教えてください。

○森重副市長

まさに、そういった国等が庁舎建設に当たっての補助制度を有していた時期もありましたし、先ほど来、課長からお話をさせていただいておりますとおおり、現時点では、考えられる財源については合併特例債と、先ほど申しました国の補助制度があるわけでございますので、現時点では合併特例債を財源に事業を行っていくということにしておりますが、国の補助制度等が活用できるということになれば、当然、そちらのほうにシフトするということはある得ると思えます。起債の中では、委員も御承知のとおり、合併特例債というのは、最も有利な財源の1つであるということを我々は申し上げているところでございます。

以上です。

○笹井委員

あとちょっと、本庁舎との関係についてお尋ねしたいと思います。

午前中の同僚委員の質疑で、まず、本庁舎は白紙であるが、建て替えの可能性はあるので、今後の基本計画作成の中で検討していきたいという御答弁でございました。検討は基本計画の作成の中でされるのかと思いますが、ただ、今までの答弁、同一敷地内での連携をとるといふあたりを考えますと、もう防災拠点施設をこの敷地内に建てる段階で、本庁舎もこの敷地内に決まってしまうというふうに理屈はそう思うわけですが、防災拠点施設をここに建てれば、その後予定されている本庁舎もこの敷地内だという解釈でよろしいでしょうか。

○森重副市長

今、笹井委員さんからそのようなお話をいただきましたが、必ずしも、そのようにコンクリートしているわけではございません。何より、去年の6月定例会で、庁舎耐震化にかかわる基本構想策定の1,700万円の予算について御議決をいただいたものの、翌月に豪雨災害が発生をしたことから、合併特例債を活用した本庁舎の建設についての予算については一旦留保し、未執行にさせていただきましたということでありまして、いつ起こるかわからない災害に対して、行政としての責任をしっかりと果たすためには、庁舎の建設を待たずして、この防災拠点の機能を有する設備を、まず建設をしていきたいということをお申し立ていただいておりますので、引き続き、本庁舎については、市長が12月議会でお話をさせていただきましたとおり、やはり、市民福祉の妨げになってはいけませんし、何よりも、今後、基金の積み立てを行いながら、あるべき姿を市民の皆さんと一緒に考えていきたいと申し出ておられますので、御理解を賜りたいと存じます。以上であります。

○笹井委員

私としては、理解を得るためには、もう少し明確な答弁が必要なのかなと思っております。

そもそも、防災拠点施設をこの敷地内につくるのは、現本庁舎との連携を図るためという理由でございました。であるならば、防災拠点施設ができた後、本庁舎をつくる時は、当然、この敷地内にできるのが理屈だと思いますし、敷地内のどこに、どういうふうにつくるかについては、今後の検討が十分必要かと思いますが、私は防災拠点施設をこの敷地内につくる段階でもう、市役所がここから外に出るといふ選択肢は、もうほぼなくなると、そういうふうなお答えがいただければ私も納得するわけなんですけど、今後、今凍結されている本庁舎をいずれ検討する段階において、この敷地以外も含めて検討されるのでしょうか。

○森重副市長

庁舎の位置について、さまざまな御意見があるのも承知をしておりますが、やはり、

現時点では、庁舎をいずれの位置にするかということについては、明確な御返事はできかねます。

庁舎はさまざまな機能を有しているわけでありますから、現状ここにあったからといって、じゃあここにしますよと。そりゃ確かに、防災指令拠点をここにするのは、現状の庁舎に勤務する職員が、災害発生時に防災指令拠点に集まって、さまざまな意思決定をしたり、市民に対する情報を提供しなければならないわけですから、ここ以外にはありませんが、本庁舎を、じゃあどこに整備をしていくかということについては、ここも1つの候補地であろうし、それ以外のところもあるかもわかりませんので、現時点では、そのようなお答えをさせていただいたということでございます。

以上であります。

○笹井委員

本庁舎が、もし移転することになれば、これは議決も必要ですし、執行部だけではない、議会としても検討していくことになると思います。現時点の説明は、とりあえず了解はいたしました。

あと同僚議員の質問の中で、私もちよっとまだ解消できていないのが敷地の問題でございます。防災拠点施設をここに作りたいという執行部のお考えは一応受けとめますが、であれば、敷地が今足りない、今先ほどの説明でよくわかったんですけど、借地、市が借りておるところもあれば、市の駐車場みたいに見えるけど、まだ市が借りているんじゃないんだという土地もあると、ここを中心とすれば、方向的にこっちが、広げれる方向は決まっていますので、それは防災拠点施設、そしてまた今後の市役所の建て替えを先々想定した上でも、現在借りている土地とか、あるいは市が車両をとめている土地については購入を求めると、更にそれ以上の敷地の拡大を、相手のあることですが、交渉は持ちかけていいと思うんですが、先ほどはそういうお考えはないというふうになら、ちょっと私はお聞きしたところですが、今現在でも借りておるわけですし、それは購入等は進めれるのではないのでしょうか。

○森重副市長

この事業については、先ほど来から委員各位からもお話をいただいておりますとおり、やはり一刻も早い事業を進めていかなければならないという我々にも使命感がございます。

一方、午前中にもお話がございましたとおり、せつかく整備するのであれば、この敷地について、もう少し敷地面積を拡げて、今後の庁舎といいますか、役所機能のあり方そのものを検討したらいかがなのかというような御提言もいただいておりますので、スピード感を持ちながら、やはりその土地の所有者の御意向等々もありますので、我々とすれば、一日も早いこの施設整備というのは急務であるというふうに認識をしつつ、現時点では基本構想を報告させていただいる段階でございますので、次のステップに至るまでの間によく精査をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○笹井委員

私としては、一応満足のいく回答をいただきましたので、終わります。

○岸本副委員長（委員長）

それでは、正、副委員長交代のため、暫時休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

動議をお願いします。質疑は一旦終わりましたけども、先ほどの議員間討論の中に、笹井委員長の意見の開陳がございませんでした。笹井委員長の賛否の意見の開陳を求めたいと思いますので、議員間討論の開催をお願いいたします。

○笹井委員長

ただいま、西村委員から、議員間討議の開催を求める動議が出されました。お諮りいたします。これより、議員間討議に移行してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○笹井委員長

それでは、議員間討議を始めたいと思います。議員間での意見交換で、執行部への質疑はできません。

ここで、委員長、副委員長交代のため、暫時休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

私、先ほど質疑の中で、財源についてお聞きしました。財源は、合併特例債以外の補助事業は今、既に令和2年で終了しており、合併特例債以外の財源はないということでした。

また、私が従前、先ほど午前中に申しました他の複数案との比較につきましては、同僚議員の質疑等で、私として満足のいく回答がありましたので、理解をいたしました。

また、用地の買収につきましては、先ほども質疑をさせていただいたところでございますが、すぐにといいわけではないし、計画に絡めるわけではないけれども、今後の検討価値はあるというふうに私も理解いたしましたので、基本的に今回出てきております防災機能強化基本構想（案）については、賛同の立場で取り組みたいと考えております。

○岸本副委員長（委員長）

西村委員、よろしいでしょうか。

○西村委員
はい、いいですよ。

○岸本副委員長（委員長）
それでは、正、副委員長交代のため、暫時休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員
議員間討議、一応終了いたしますが、皆様の意見を聞くと、委員の大半の方が一刻も早く基本計画に取り組んでいただき、議会にお示しをいただきたいという意見になるかと存じます。これを申し添えさせていただきたいと思います。
以上です。

○岸本委員
先ほどからたくさんの質問をさせていただきまして、ある程度の理解いたしました。
そして、今後、スピーディーに事業計画が策定されて、市民の安心・安全な防災施設ができることを期待いたしますので、今回の基本構想（案）は賛成させていただきます。
以上です。

○笹井委員長
議員間討議を終了いたしまして、光市防災機能強化基本構想（案）についての所管事務調査にもどりたいと思います。

（２）付託事件審査

①議案第113号 令和元年度光市一般会計補正予算（第3号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員
職員の人事異動ということなのですが、もうちょっと詳しく教えてほしいというところなんですけど、お願いできますか。一般職と技術系の職員、そういったところの人数の動きを教えてもらえたらと思います。

○加川総務課長
27ページにございますとおり、補正前439名が436名ということでございますが、これ

には一般職、正職員と再任用、それから嘱託職員を含めたものとなっております。正職員で申しますと、当初がこのうちの340人であったものが339人ということで、想定外の退職等もございましたので、そのようなところでございます。

それから、土木職ということで申しますと、先ほど申し上げた340、339のうち、ここは補正前、前後ともに33人となっております。変更なしでございます。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。これ何で聞いたかという、技術系の職員が少ないと思われるので、ちょっと技術系の職員が必要ではないかと思うんですが、補正で聞くのも何ですけど、先ほども防災があったので、防災で必要となるのは技術系の職員じゃないかということで、ちょっとお聞きしました。

以上で、ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(3) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

牛島の臨時ヘリポートの整備についてでございますが、私が6月議会の委員会で、牛島のヘリポートの移転整備について、整備場所や移転に至る経緯、整備の概要について、質問させていただきました。

消防防災ヘリコプター「きらら」の大型化に伴い、許可基準に適合するヘリポートを新たに牛島八幡宮の前ですか、そこに整備するとのことでありましたけれど、新型機の運航開始予定の12月までに工事を完了させるということでございましたけど、既に整備は完了されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○呉橋防災危機管理課長

このたびの離着陸場の整備でございますが、旧牛島小中学校から牛島八幡宮前に移転することといたしたもので、11月末には整備を完了いたしまして、その後、山口県消防防災航空センターの現地確認を受けたところです。そして、12月1日から離着陸場としての運用の開始をしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。了解いたしました。

離島である牛島にとって、災害時や救急搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる緊急輸送が重要な役割を担っておりますことから、離着陸場の整備が11月末に無事終了したということで、安心いたしました。

今回の整備で、島の方々が日常的に使用している焼却炉の移転等もありましたが、この点はいかがであったでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

今回の離着陸場の整備に当たりましては、計画段階はもとより、着工前、整備中、さらには完了後に牛島のほうにお伺いさせていただいて、島の方々に丁寧に説明をいたしておるところですから、焼却炉の移転等、いろんな作業がございましたが、スムーズに運んだと理解をしておるところです。

以上です。

○林委員

はい、理解いたしました。ありがとうございます。

今回の整備したヘリポートは、ドクターヘリも離着陸は可能かどうか、お伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

ドクターヘリについても、離着陸は可能な施設となっております。

以上でございます。

○林委員

はい、ありがとうございました。今、「きらら」はもとより、ドクターヘリも離着陸ができるということで安心をいたしました。今後またしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○田邊委員

建設工事の等級区分の改正についてちょっとお聞きしたいと。

平成31年、32年度の建設工事、競争入札参加者、資格者の認定に当たり、本市が出しているんですけど、これは登録業者が減少していることから、競争性を確保するために、等級区分の基準を改正しますということでもありますけど、この従来は、A、B、C、Dまであったんですけど、Dがなくなったというところのこの入札ランクの見直しについての影響をちょっとお聞きしたいということをお願いします。

○渡辺入札監理課長

それでは、田邊委員の御質問にお答えをいたします。

今回の入札参加資格者の等級区分の見直しの実施に伴い、今年度からは、従前のDランクの業者につきましては、2,000万円までの建設工事に係る競争入札への参入が可能になりましたことから、市といたしましても、今まで以上に受注工事に係る技術的見地

からの適正施工の状況や品質確保の観点などから、受注工事の監督職員による指導や工事の完成検査時における検査職員による施工状況及び出来形に関する指摘やアドバイスなどを通じて、より多くの実績を積み上げていけるよう、業者の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

Dランクがなくなったというところで、今、業者の育成を図るということなんですけど、先ほどからも災害関係なんですけど、この災害時において、この市内の業者の対応が機械借り入れのため、いわゆる県の経営事項審査に係るランクアップというところになかなかつなげていないのではないかとということなんですけど、そのあたりのところは市内の業者がそういった入札に関してのランクアップ、点数、そういったところのランクアップにつながるような手だてが何かこれからはないのかということなんですけど、そのあたりはどう思っておりますか。

○渡辺入札監理課長

昨年7月豪雨に伴いまして、土砂の撤去などの応急復旧を業者が機械借り上げにより行ったにもかかわらず、等級区分の格上げにはつながっていないのではないかとのお尋ねでございますけれども、本市の財務規則の規定によりますと、契約金額が100万円を超えない場合は、契約書の作成を省略できるとされ、また契約金額が50万円を超えない場合は、請書を提出させないことができる旨の規定がございますことから、市といたしましては、この財務規則の規定に基づいて事務手続を行ったところでございます。

しかしながら、県での経営事項審査の際に、機械借り上げによる工事を行ったにもかかわらず、それを証明する書類がないため、評価の対象から外れ、結果的に業者が不利益をこうむることがあってはならないと考えますことから、市といたしましても、評価の対象となり、客観点数にも反映されるよう、何らかの方策を講じる必要があることから、県内他市における対応等を確認するなど、課題解消に向けた具体的手法について、今後調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。調査研究して対策するという、県内の状況も見ながらということなので理解しましたが、10月8日に閣議決定された、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中にも、災害なんかの文言がいろいろ書いてあり、業者が少ないから、そのあたりのことも確保するために工夫が必要であるということが書いてありますので、今後ともそのあたりを注意してよろしくお願いします。

以上です。

○仲山委員

防災のほうのことで、5点ぐらいですか、お願いしたいと思います。

まず、転入者に対して提供する防災情報についてお伺いします。

ごみ出しのルールや各種行政サービスなどについては、マニュアル化して、漏れのないように情報提供が窓口でなされているというふうに確認をしておりますが、今年、台風災害時に転入間もない住民が、避難所がわからず、避難できなかったという例が、報告がされておりました。

ハザードマップを初め、避難所や避難経路等の情報について、転入者の方に対してどのように情報提供がなされているかということについてお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

本市に転入された方へのハザードマップまたは避難所の周知についてという御質問だろうと思いますけど、基本的にハザードマップにつきましては、窓口では配布はいたしておりませんが、必要に応じて、申し出があればハザードマップ作成所管課のほうでお渡しできるようなはしております。

さらには、ハザードマップまたは避難所につきましては、ホームページで見ることができるようしております。

また、避難所につきましては、窓口でお渡ししておる市民生活ガイド、その中に避難所は掲載されております。

以上です。

○仲山委員

当市において、そういったことにならないように、これだけあれば十分というのはなかなかないかと思えますけれども、最低限必要な情報は、渡せるような形がいいのではないかと思えますので、今後検討していただければと思います。

次に、避難スイッチ、あるいはマイ・タイムラインというようなことがここ数年、風水害が多くなってくる中、よく聞きます。市民が風水害の危険が増してくる中、避難行動に踏み切るきっかけや行動をあらかじめ決めておくといったものであります。

そういった避難スイッチ、あるいはマイ・タイムラインというのを市民が考えておくというのが大変有効かなと思うんですけれども、時を逃がして、避難が、避難所が危険に陥らないというために、自主防災組織を通して徹底していくような方向も有効かなと思うんですけど、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

本市の防災に対する取り組みといたしまして、市民の皆さん一人一人が災害時に主体的な避難行動をとっていただけるように出前講座などにおきまして、平常時の備えとして、どこへ避難するか決めておくことや周囲の危険個所の把握、これなどをあわせて災害時に自主的に情報収集をすること、危険と思ったら市の避難情報の発令を待つことなく、早目に避難すること、どのタイミングで避難するかを決めておくことが特に重要で

あるということを強くお話をさせていただいているところです。

議員御紹介のありました避難のタイミングを決めておく避難スイッチ、時系列的にとるべき行動を整理しておくタイムラインにつきましては、こうした平常時における取り組みの具体例ではないかと思えます。他市での取り組みを調査した上で、自主防災組織や自治会等での出前講座などで紹介することを検討してまいりたいと考えておるところです。

以上であります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

市内視察を前議会の後、回らせていただきました。防災がテーマだったんですけれども、防災倉庫について、ちょっとそのときのことを踏まえてお伺いしたいと思います。

防災倉庫について、基幹倉庫であるあいぱーくの倉庫と避難所に付随する周防のコミュニティセンター、島田中学校、三井小学校の3カ所を見ましたけれども、避難者数の想定、あるいは期間の想定あたりにもよると思うんですけれども、避難所の倉庫が短期間の分というふうには理解しているんですけども、あるいは運搬をしてくる基幹倉庫の分というのを合わせてみても、資材や備蓄物資が意外と心もとない印象でありました。そのあたりについて、市のほうとしてはどのように捉えていらっしゃるか、お伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

避難所運営で必要となります設備、生活物資についてであります。市のほうであらかじめ用意しておく現物備蓄、それと協定締結等により確保する流通物資の2種類がございます。市があらかじめ用意しておく設備、備品または消耗品につきましては、優先度を勘案しながら、品目を選定して整備をしておるところであります。

少し少ないんじゃないかという御質問であります。本市の備蓄品目、また数量は、今年度行いました避難所環境整備事業により、これまでより多く、充実をしておるところであり、一定の整備ができておるといふふうに考えております。

ただ、ことし、また各地で起こった災害の事例等を参考にしながら、避難所のあり方について、さらに研究をしていって、備蓄のあり方について研究をしてまいる考えであります。

以上であります。

○仲山委員

今おっしゃったように、各地の事例を参考にしながら、ある程度量を設定していかなければならないとは思いますが、本当に印象の話で申しわけなかったんですけども、実際に体育館に相当人数が入ったときなんかを考えると、大丈夫かなという感じがありましたので、ぜひともリアリティのある情報をもって考えていただければと

思います。

それと、あいば一くの倉庫、それから三井小学校の倉庫なんかもそうだったでしょうか、物資の搬出入がなかなかしにくそうな状況に見受けられましたけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

まず最初に、あいば一くの防災倉庫なんですが、出入り口前は車両が通行できる車幅がなく、車が近くに置けないのではないかと思いますけど、実は倉庫の真横に車が入るスペースがありまして、横に車がつけれ。具体的に言いますと、倉庫の西側壁面のほうに車両を横づけすることができますので、出入り口に駐車するのと、そんなに差がなく物品の出し入れはできると考えております。

また、三井小学校につきましても、あそこをちょっと具体的に説明ができないんですが、形状を考えると、車両が出入りできるようなところではないというふうにお考えだろうと思いますが、実際普通車でも車が防災倉庫の目の前まで乗り入れることが可能であります。

以上であります。

○仲山委員

はい、わかりました。あいば一くの場合、西側とおっしゃったのは、川側というふうに理解していいんですかね。

○呉橋防災危機管理課長

西側といえば、どちら側といえば、川側ということになります。

○仲山委員

はい、わかりました。一応そのことは踏まえた上で、設置していらっしゃるということだと理解しました。川の傍であり、高潮等について心配が残るといえば残るんですけども、一応レベル的には大丈夫という前のお話であったかと思います。了解しました。

もう一つ、避難所に使われるものとして三井小学校と島田中学校の体育館を視察させていただきました。これも避難者数や期間の想定にもよりますけれども、トイレの数や位置なんかも課題であるようにも感じました。

また、この2カ所に限らずですけれども、避難所のバリアフリー化やトイレ、水、その他、そこでの避難生活のこと、眠ることだとか、寒暖のこと、プライバシーのことなど、実際に避難所として使うことを想定、想像しながら、準備をしているというだけではなくて、実際に宿泊型といいますか、宿泊を伴う避難所設営訓練みたいなことをやると、具体的にそういうところにも、例えば車椅子の場合にはどうなのかとかいうことを盛り込んで訓練しますと、十分でないところがよくわかるんじゃないかと思いますので、そういうことをして洗い出すと、的確な改善につなげられると考えますが、実施してみてもどうかということをお勧めしますが、いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

ただいま避難所の宿泊訓練というお話がございましたが、宿泊訓練につきましては、避難所での生活を疑似体験すること、そういうことで、避難所で生活する場合に必要なことを、日ごろの備えを含めて、参加者一人一人が考え、防災意識を高めるメリットがあると思います。

また、行政のほうにとっても、いろんな課題が洗い出されるのではないかとというメリットがあります。

ただ、一方、実施に当たりましては、長期避難による地域や避難者を中心とした避難所運営を想定した訓練になろうと思います。そんなことから自主防災組織など、地域の方々の、また避難所の施設管理者からの積極的な協力が必要でございますので、またさらには宿泊を伴うことから、参加者の体調管理への配慮など負担感が大きくなりますので、いろんな配慮が必要になってくるのではないかと考えておるところです。

こうしたことから、本市においては、現在、宿泊訓練は行っておりませんが、また全国的には実施しておる都市が現実にはございますので、しっかり調査研究をしてまいりたいと思います。

また、訓練につきましては、宿泊訓練に限らず、真に実のある訓練にしていきたいと、今後も研究していきたいと考えておるところです。

○仲山委員

やれば必ずとっていいと思いますけども、実りのあるものになると考えられますので、ぜひとも研究して、実施に向けていただければということをお願いしておきます。

以上で質問を終わります。